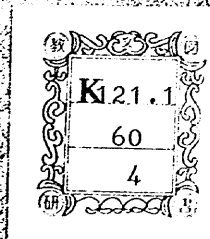
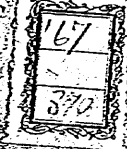


K121.1

60

4

訂正
小學修身經
尋常科
教師用
卷四



日本弘道會會長西村茂樹校定
 文學士天野爲之謹輯
 尋常科
 教師用

訂正小學修身經 卷四

東京 富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ
 我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
 此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
 孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
 シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
 世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
 以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タ
 ルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
 斯ノ道不實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
 所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
 拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

日本弘道會會長 西村茂樹校定
文學 士天野爲之謹輯
尋常科 教師用

訂正 學修身經 卷四

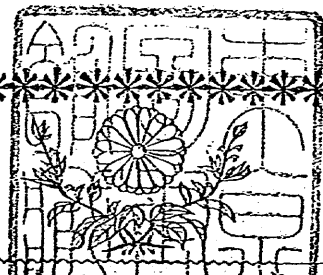
東京 富山房藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルト宏遠ニ德ヲ樹ツルコトヲ深望ナリ
我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ
此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ
孝ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ホ
シ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ
世ヲ安メ國ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ
以テ天壤ノ間ニ立ツル者ナラシメ朕皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ
所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十一日

御名 御璽



勅語奉答

勝安房作

あやに畏^{かしこ}き 天皇^{てんわう}の あやに尊^{たふそ}き 天皇^{てんわう}の
あやに尊^{たふそ}く 畏^{かしこ}くも 下^{くだ}し賜^{たま}へり 大^{おほ}勅^{ちく}語^ご
是^{これ}でめでたき 日^ひの本^{もと}の 國^{くに}の教^{をし}の基^きなる
是^{これ}でめでたき 日^ひの本^{もと}の 人^{ひと}の教^{をし}の鑑^{かん}なる
あやに畏^{かしこ}き 天皇^{てんわう}の 勅^{ちく}語^ごのまゝに 勤^{いそ}みて
あやに尊^{たふそ}き 天皇^{てんわう}の 大^{おほ}御^み心^{こころ}に 答^{こた}へまつらむ

訂正小學修身經 尋常科 第四卷 教師用

目次

第一課	尊皇	一丁
第二課	菅原道真公	三丁
第三課	孝行	九丁
第四課	(例話)伊達治左衛門の事實 孝女もよ	十二丁
第五課	友悌 (例話)松平嘉平治の事實	十七丁
第六課	長右衛門	二十丁
第七課	友を擇ぶべし	二十一丁

第八課	細井徳民	二十三丁
第九課	謙讓を守るべきこと	二十五丁
第十課	正直	二十七丁
第十一課	謹慎	二十九丁
第十二課	老僧の接木	三十一丁
第十三課	廉潔	三十三丁
第十四課	佐藤直方	三十五丁
第十五課	改過	三十六丁
第十六課	清次過を改む	三十八丁
第十七課	女子訓	四十一丁
第十八課	(例話)とり女の貞操 河瀬春女	四十五丁

第十九課	(例話)衛女の貞操 修學	四十七丁
第二十課	塙保己一	四十九丁
第二十一課	勤勉	五十三丁
第二十二課	中島藤右衛門の事	五十四丁
第二十三課	節儉	五十七丁
第二十四課	綾部道弘の儉約	五十八丁
第二十五課	克己	六十丁
第二十六課	原田左馬之助	六十二丁
第二十七課	報恩	六十四丁
第二十八課	元助恩を忘れず (例話)長松の事實	六十五丁

第三十課

公益

七十一丁

第三十一課

高橋傳五右衛門の事

七十三丁

(例話)清兵衛の事實

第三十二課

博愛

七十六丁

(例話)那須田又七の事實

第三十三課

和氣法均の話

八十丁

(例話)細川忠興の博愛

第三十四課

獨立心を養ふべし

八十二丁

第三十五課

濱田彌兵衛の事

八十四丁

第三十六課

おきてを守るべし

八十六丁

(例話)西郷隆盛

第三十七課

愛國

八十九丁

第卅八九課

名和長年王事に勤む

九十二丁

第四十課

勅語を奉戴すべし

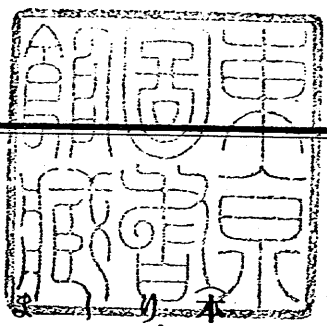
九十八丁

正訂小學修身經 尋常科 第四卷 教師用 目次 終

正訂小學修身經 尋常用 第四卷 教師用

第一課 尊皇

西村茂樹校定
天野爲之謹輯



本文四千万の國民が父母を仰ぎ奉るは、天皇皇后兩陛下なり。兩陛下の大御惠の厚く大なるは、今更申すまでもなり。若し其一はしをいはゞ、年々洪水地震等の變災あるごとく、あまたの金を出して、貧民を惠みたまひ、又は侍從の官人を、て其有様をみさせたまふが如き、又軍の時は天皇陛下は親ら軍人をひきゐて出でまゝたまひ、皇后陛下は病院を見舞ひたまひて、負傷の兵卒をも慰めたまふなど、一日として國民の幸福を御心にかけたまはぬことなり。我等この國に生

れて、この大御恵をうくることが、誠に如何なる幸福ぞや。我國民たるもの、ゆめ／＼この御恩をわすることなく、他日の報効を希ふべし。

本課の大意

前學年に於て、簡単に我皇室の萬世一系にして、他の各國に冠絶せる所以を説き、君臣の關係亦一朝一夕の故にあらざるを教へたり。本課に於てはその意を承延して、今上天皇陛下、皇后陛下の至仁至慈に渡らせたまふことを説き示し、尋常小學に於ける尊皇の課程を結了せんとす。

説話要領

われ／＼四千余万の國民が、内は國內やすらかに、外は東洋の強國として、世界に面目を施し得るもの、一に天皇皇后兩陛下の御恵に

て、天皇陛下を國の御父と仰ぎ奉り、皇后陛下を國の御母と仰ぎ奉ること、偏にこれが爲めなり。汝等已に前學年に於て、學び／＼ごとく我國は他國と其の建國の体を異にし、皇室は萬世一系にして、天壤と共に窮りなく、歴代の天皇何れも聖德仁慈にまゝ／＼、隨て我等の祖先皆忠孝をはげみて、未だ嘗て臣民の義務を怠たりしことなし。こは我國特有の美風にして、世界萬國に比類なき所以なり。かくとも兩陛下また皇祖皇宗の遺烈をうけさせられ、我國民を恵みたまふこと、慈母の赤子に於けるよりもいと深く、今その一は／＼をあげんに、先年岐阜の震災の時の如き、土津川の水難の時の如き、其他年々天變地異のあるときには、必ず侍従の官人を遣はされ、其實況を見／＼められ、あまたの金を出して救恤せらるること至らぬくまもなし。近くは征清の役に天皇陛下親ら大轟を廣島に進ませら

れ、十ヶ月の長き間士卒と勞苦を共にせさせ給ひ、皇后陛下また親ら繻帶を作らせられて負傷の士卒に賜ひゝなど、其他臨時の下賜品、病院への御見舞等、なかゝに書き盡すべくもあらず、親といへば子たるもの、彼は云ふべきにあらねど、慈悲深き親もてるほど、幸なるはなく、國民としてかゝる大御恩に露ふことを得るは國民たるものゝ至幸ならずや、よくゝ此御恩を服膺して、しばらくも國民たるものゝ本分を忘れず、平日にありては良民となり、有事の日は義勇公に奉ずの聖旨に乖くことなかれ。

教授上の注意

本學年は國民教育の一段落を終る所なれば、隨て修身の道も一段を全くせざるべからず。本課に於ては、先づ建國の始より、歴代の聖德、仁惠の政などを説き聞かゝり、延て今上兩陛下の至仁至慈に渡ら

せらるゝ事例を挙げ、我々國民が上至尊に對し奉り、忠誠を勵まざるべからざることを了解せしむるを要す。但し以上の道を説くは極めて簡明を主とし、條理明晰にして生徒をして能く會得せしむるやうにすべし。

又本課の授業に際しては、教師は勿論生徒は其姿容言語を慎むべきは言を待たず。

大祭祝日等には更に本課を復習せしめんことを要す。

設問

- 一 汝等ハ我國ノ外國ニ優リテ尊キ所以ヲ知ルカ。
- 二 我國ヲ建造シタマヒシハ誰ナルカ。
- 三 人皇第一代ノ天皇ハ誰ニオハセシカ。
- 四 毎年二月十一日ハ如何ナル祝日ナルカ。

五 歷代ノ天皇ハ我々臣民ヲ如何ニ惠マセ給ヒシカ。
六 我々ノ祖先ハ天皇ニ對シテ如何ニ盡シ奉リシカ。
七 今上兩陛下ノ我々國民ノ爲メニ大御心ヲ垂レサセラル、
枚舉ニ逞アラサルヲナガラ汝等ノ知ルトコロノ一二ヲ咄セ、
八 我々臣民ハ今上天皇陛下ニ如何ニ盡シ奉ルベキ心掛ヲ要ス
ルカ。

第二課 菅原道眞公

〔本文〕菅原道眞は參議是善の第三子にして、幼き時より學問
を好み、材徳人にすぐれゝのみならず、忠義の志また深かり
ゝ人なり。

其頃藤原氏の威權つよく、わがまゝの振舞おほかりゝを、宇

多上皇慨かせたまひて道眞を以て醍醐天皇を輔佐せゝめ
たまひゝかば、道眞恩命の有難きに感じ、身をさくけて君恩
に報い奉らんと、日夜心をくだきたり。

ゝかるに時の左大臣藤原時平、道眞の威名をねたまて、讒を
構へゝかば、道眞つひに官をやめられて筑紫の國に貶せら
れたり。

されど道眞は、配所にいたりてのちも、常に天皇の御事を忘
れず、かつて賜はりゝ御衣にむかひて、毎日體拜を怠らざり
きとぞ。

本課の大意

前課の意を承けて、菅公の精忠を叙す。菅公其初政治を輔
佐して忠勤を盡し、後貶せられてなほ御衣を捧持して君

を思ふの情嘗てやまず。所謂君の不是をみざるもの。其純忠たる所以を知るべし。

説話要領

菅原道真公は参議是善の第三子なり。幼にして穎悟、十一歳の時早く詩を作りたりといふ。貞觀中(今を距る凡そ千〇三十年餘)文章得業生となり、下野權様を授けらる。道真一日都良香を訪ふ。會々良香射を講ず。良香以爲へらく彼は儒生なり、未だ曾て弓を操らずと。試に弓矢を射しむ。道真一發して即ち中たる。觀るもの敬服せりと。この頃、藤原氏累世の威を藉り、政權を專らに、王政は名のみなりしを、宇多天皇竊にこれを慨がせ給ひ、俊才を擧げ用ゐてこれを抑制せんものと。道真の宏才博識にして常人にあらざるを見をなはし、大にこれを撰用し給へり。宇多帝御位を醍醐天皇に譲らせ給

ふに當り、遺戒して道真を用ふべきを諫し給ひぬ。

醍醐帝位に即くに及び、藤原時平を以て左大臣と爲し、道真を右大臣と爲す。道真再三辭すれども許されず。こゝに於て感激身を以て政樞に當り、明敏快決流るゝが如し、人々皆風采を想ふ。三好清行といふものあり。道真が身翰林より起りて台閣に入り、長く政機を司るは、自ら讒禍の身を傷ふことあらん、退て身を安んずるに如かずとすゝめたり。道真もとよりこれを思はざるにあらず、されど君恩いや高く、一身のことを顧みるに暇あらざれば、清行の勸告は用ゐざりき。時平年少く氣鋭し、道真の寵任已に勝るを嫉み、黨を結んで道真を讒奏す。帝之を信じ、延喜元年道真を太宰權帥に貶し、筑紫に遷し賜ふ。道真配所にありて日夜皇室のことを思ひて、少くも怨み憤ることなし、常に門を閉ちて文墨を以て自ら慰めぬ。全三年

二月薨ず。年五十九なり。筑前の安樂寺に葬る。

大鏡に道眞流謫の時のさまを寫せる文あり、左にかゝる。

左大臣時平のれ大臣と基經は、もとつねのれとのの御太郞なり。御母、四

品源正尹康親やすちかの皇子のむすめ。醍醐のみかどの御時、此太郞左大臣

の位にて、といいとわかくて、れはすず菅原がはらのれとの右大

臣の位にて、れはすす。そのをり、みかど御といいとわかく、れは

します。左右大臣に世のまつりごとをこなふべき宣旨くださ

め給へり。そのをり、左大臣御年二十八、九計、右大臣御年五十

七八にや、れはすむ。とも世のまつりごとをせしめ給ひ。あ

ひだ、右大臣さにも世にすぐれ、めでたくれはす、御心れきて

も事のほかにかく。くれはす、左大臣は御歳もわかく、さ

もことのほかに、れとり給へるにより、右大臣御れば、事の外に

れはす、たるに、左大臣やすからず、ればすたる程に、さるべき

にや、れはすけむ。右大臣の御ためにより、ぬ事いできて、昌泰四

年正月廿九日、太宰權帥になつたてまつりて、ながされ給ふ。この

れとのの子ども、あまたれはせし、を女君みなきみだちは、むことり

し、をどて君たちは、みなほどくにつけて、位どもれはせし、を、そ

れもみな、かたくにながされ給ひて、かなき、れさなく、れは

しけるを、をどて君をみな君だち、たひなきて、れはしければ、ち

ひさきはあへなく、とれほやけもゆるさしめ給ひ。かば、とも

おてくだり給ひ。ぞか。みかどの御れきて、きはめてあやにく

に、れはしませば、此御子どもを、れなむかたにつかはさざりけり。

かたくにいとかなく、れはしめて御まへの梅の花を御覽じて、

こちふかばにほひれ、せよむめの花

あるじなうとて春をわするな

又てい^{亭子}のみかどに聞えさせ給ふ

ながれゆくわれはみくづになりはてぬ

きみーがらみになりてどやめよ

なきことにより、かくつみせられ給ふを、かゝこくおほーなげき
て、やがて山さきにて出家せしめ給ひてけり。其程きはめてかな
しき事おほかり。ひごろへて、都ど、ほくなるまゝに、あはれに心ほ
ろくれほされて、

君がすむやどのこずゑをゆくゝも

かくるゝまで、にかへりみーかな

又は^{播磨}りまの國にれはしつきて、あ^{明石}かーのむまやといふ所に御や
どりせしめ給ひて、むまやの長のいみじう思へるけしきを御覽

むて、つくらゝめ給へる詩いどかなし。

亭長無^驚時變^改 一榮一落是春秋、

かくて、つく^{美葉}にれはしまゝつきて、あはれに心ほそくれほさる
ゝゆふべ、をちかたに所々けぶりたつを御覽むて、

夕されば野にも山にもたつけぶり

なげきよりこそもえまさりけれ

又、雲のうきてたふふを御覽むても、

山わかれどひゆく雲のかへりくる

かけ見るときぞなほたのまるゝ

さりととも、世をれほしめされけるなるべし。月のあかき夜、
うみならずたふふ水のそこまでも

きよき心は月ぞてらさむ

これかゝくあそばりたりかゝげに月日こそはてらゝ給はめ
とこそはあめれまことこれどろくき事はさる物にてかく
やうのうたや詩などをさへいとなだらかにゆゑくういひ
つづけたまふと見きく人めもあやにあさましくあはれにもま
もりおたり物のゆゑ知りたる人などもむげにちかくおよりて
ほかめせず見きくけしきどもをみていよくはへて物をくり
いだすやうにいひつづくるほどぞまことけうなるや。けき
なみだをのこひつづけうじおたりつづくれはします所のみ
かどもかためてればします。大貳のおどころははるかなれども
樓の上のかはらなどのこころにもあらず御らむじやられける
に、又いどちかく観音寺といふ寺のありければかねの聲をきこ
しめしてつくらせ給へる詩をかゝ。

都府樓、繞看瓦色、

観音寺、只聽鐘聲、

これは文集白居易遺愛寺鐘、欂、枕、聽、香、爐、峰、雪、撥、簾、看、といふ詩に
もまさりきまにつくらしめ給へりどこそむかゝのはかせども
は申しけれ。又かのつくゝにて九月九日菊の花を御らむじける
ついでにまだ京にればしまゝ時九月のこよひ内裏にて菊の
宴ありにこのれとつづくらしめ給へりける詩をみかどかゝ
こくかむじ給ひて御衣たまはり給へりしを、つくゝまでもちく
だらしめ給へりければ御らむずるにいとをりをりければしめ
いいでくつくらせ給ひける、

去年今夜侍、清涼、

秋思、詩篇獨、斷腸、

恩賜御衣今在、此、

捧持、毎日拜、餘香、

この詩いとかゝく人々かむじ申されきこの事どもたゞちり

ちりなるにもあらず。かのつくゝにてつくりあつめさせ給へりけるをかきあつめ、一卷とせしめ給ひて、後集となづけられたり。又をりくゝの歌をかきれかせ給へりけるを、れのづから世にきこえしなり。よつきがわかう侍りし時、この事のせめてあはれにかなしく侍りしかば、大學の衆どものなまふかうにはいますかりしを、どひたづねかたらひとりて、さるべきえぶくろ、わりでやうのものてうじて、うちぐゝてまかりつくならひとりて侍りしかど、れいのけのはなはだきことは、みなこそわすれ侍りにけれ。これはたゞすこぶるればえ侍るなりといへば、きく人々けにくゝいみじきスキものにも、ものゝ給ひけるかな、今の人はさる心ありなむやと、かむじあへり。また雨のふる日、うちながめ給ひて、

雨のゝたのがるゝほどのなければや

きてしぬれきぬひるよしもなき

やがてかゝにてうせ給へる。夜のうちに、此北野にそこの松を生ふさしめ給ひて、渡りすみ給ふこそは、たゞ今の北野の宮と申して、あら人神にれはしませぬ。れは^{一條院}やけも行幸せしめ給ふ、いとかゝこくあがめ奉り給ふなり。

教授上の注意

道眞の傳記に關するもの世間に其類多し、而して一般の俗耳に附着して去らざるものは、多くは奇怪妄誕の説のみ、授くるもの宜しく注意してこれ等の弊を避けざるべからず、殊に右事實中、道眞か身を挺んで忠誠を勵みしが如き、配所にありてなほ忠君の心厚かりしことの如きは、よくく記憶せしむべし。

設問

- 一 道眞カ幼時ノ様ヲ語レ。
- 二 道眞ハ何故ニ配流セラレシカ。
- 三 配所ニアリシトキノ道眞ガコトヲ話セ。
- 四 北野天満宮ハ何人ヲ祀リシモノナルカ。

第三課 孝行

(本文)我等が生れいつるより、成人するまで、父母のなうたまふ辛苦はいかばかりぞ。をさなき時は、かひないだき、乳房をふくませ、一日も早く成長せよと願ひ、やく長じては學問を習はせ、技藝を教へ、たまゝ病あれば、身にかへても速にいえんことを祈るなど、父母は常に子のために身体を苦め、

心をいたまゝむるものなり。されば人の子として、いはらくもこの大恩を忘るゝことなく、常に孝行をつくすべし、いかにすぐれたる才能ありとも、父母に不孝なるものは、人にして人にあらず。

父母は常に其子の立身出世を願ふものなれば、これの學をばげみ業をつとめ、世に仰がるゝほどの人となり、父母の名をも顯すべし。これ孝の最も大なるものなり。

人のれやの心はやみにあらねども、子を思ふみちにまよいぬるかな。

本課の大意

父母の洪恩を叙し孝道を説くを主眼とす。

説話要領

父母生成養育の恩は極めて洪大なるものにて、幼時哺乳の時より生長して學藝を習はする時にいたるまで、父母が子のために盡す辛苦いかばかりぞ。父母一生の營實に子のためにすといふも過言にあらず、かばかりの洪恩ある父母の事なれば、つねに孝行を盡して父母の奉養を怠るべからず。

身体髮膚毀傷せざるは孝の始にして、身を立て家を興し、以て父母の名を顯はすは孝の終なり。されば人各其身の衛生に注意し、學をはげみ業を勤め、世人の尊崇を受くる身ともなり、以て報恩の萬一を心掛けざるべからず。

教授上の注意

孝養の道は父母の身体を養ふと、父母の心を喜ばしむるとあり。充分に此二ツの道を説きあかすべし。

格言

人のれやの心はやゑにあらねども子をれもふとちにまふひぬるかな

中納言兼輔の歌なり、子をおもふ親心の切なるをよみたるものにて歌の意明なり。

設問

- 一 子タルモノ、第一ノ務ハ如何。
- 二 己ノ身ハ誰ニ賜ナルカ。
- 三 父母ノ心ヲ喜バシムルニハ如何スベキカ。

例話

伊達治左衛門の事實

寛永の頃、雲州松江の城主堀尾家の士に伊達治左衛門といふもの

あり。俸祿薄き士なれども父母に事へて孝心深く、飲食物には常に鮮なる魚、甘き酒をすくめて、父母の心を慰め、其調理も己れ自らして敢て奴婢等に任せず。是れその清潔ならんことを欲してなり。又烹焼する折には、必ず父母に向ひて、今日何れの處より某の魚を得候ひぬ如何調理仕るべきかといふに、或時は父は鱸につくれといひ、母は焼物にせよといひ、其の好む所まち／＼なれど、治左衛門更に其意に違ふ事なく、一つの魚を半に分ちて、父には鱸、母には焼物となりて進むるなど常に其心に適ふやうに勉めたり。

又我が室へ父母の参らんといふ折は、必ず先づ口に適ふべき食物を調へ、座を清め、茵を設けて、然る後に父母を其室へ導けり。

又所用ありて他へ出る時は、必ず先づ父母に見えて其趣を告げ、又歸りたる時は他所にて見聞きし事など打語らひて父母の心を

慰めけり。

是に於て國主堀尾侯も深く治左衛門の孝心を感賞せられ、をりをり鮮魚珍菓などを賜りて其父母を慰むるの料に充てしめられたり。されば時の人皆めでつく／＼みていふ國中孝子なきにあらずれど伊達氏の如き至孝なる人は之を見ずと。

要項

- 一 飲食物ニ付兩親ニ盡セシ事。
- 二 我が室ニ於テ兩親ニ面スル時及所用アリテ他出セル事。

第四課 孝女もよ

(本文)もよ女は生れつき、れとなしく、十一歳の頃より、人の家

に奉公せしが、主人にもよくつかへ、主人より物などたまは
りしときは、たよりをもとめて、父母のもとにおくり、其心を
慰めたり。

かくて十二年ばかりありて、家にかへりてのち、まづきな
かにも、父母を養ひぬしが、母病にかゝりしかば、心をいため
て、夜もいぬることなく、ひたすら介抱に力をつくしたり。
されどもそのかひなく、母みまかりしかば、もよ女の歎きか
なむこと、ひとかたならず、毎日墓にまうで、花をさきげ
膳をとなへ、さながら生きたる母につかふる如くなりしに、
見聞く人々感ぜぬはあかりきといふ。
死に事ふること、生に事ふるが如くす。

本課の大意

本課もよ女の至孝は前學年の長吉の事實と好一對の美
談互に相參照して孝行の大道を授くるを要す。殊に本課
に於ては、父母生前の孝養を獎勵するは勿論なれど、死後
奉事のここに至りてもまた注意して教ふべし。

説話要領

もよは信濃國伊那郡羽廣村の百姓惣助の養女なり。惣助も飛彈
國高山のものにて、もよを養女となしけるに、性質柔和にして父母
の心に忤はず。他人とも争ひし事なし。菓子など人に貰へば必ず持
ち歸りて二親の前に出し、母の命を待ちて始めて之を食せり。

然るに明和七年(今を距る凡そ百二十年餘)の早魃に遭ひ、惣助生計
のたよりを失ひ、妻子ともに信濃の國興地村といふ所にさまよひ
來り、後此村に移りて住み、貧しさのあまり、もよが十一歳の時平澤

村の平之丞といふものゝ方に奉公に遣はるゝが、よろづ主人の命に背かず、朝は年たけいものと同じく起き、夕はねむたけなる色をもみせず、人のいふまゝに走りめぐりかば、人々頻に賞あへり。もよ稍成長せいかば、主人は之に給銀を與へ、夏冬の衣服をも着せ、品物菓子などをも折にふれて與ふれば、少くも自分に用ゐずして、たよりをもとめて兩親の許に贈り、又節句などにて主人より暇を貰ひいときは、必ず父母の許に至り、主の情ある事など語り出で、親の心を安からしめ、衣の垢つけるは、持ち歸りて主用の暇に洗ひ、綴りて着せ、親の病あるよしを聞けば、毎朝人に先だちて起き、主家の夜の仕事までなして、黄昏の頃より暇を乞ひて病を省みるを常とせり。殊によろづの費をはぶき、五穀を重んじ、事繁き折も勞苦の色なく、身健にて一日の怠なく仕へかば、主人も之を愛し、後は

家の養女となりてさるべき方にも嫁がせんなどいひけるを、只管否みて十二年の間、貞實に勤めたり。

然るに父母漸々に衰へてを歎きて、二十二歳の時主家を辭して家に歸り親を養ひ、天明三年今を距る凡そ一百年餘の凶作に遭ひて艱苦譬へんかたなく、種々の物を取り雜へたる食物の内にて、もよき所を選びて父母に進め、奉公せし頃貯へたる僅の衣服器物までも、ひそかに賣りて父母を養へり。是より先き母病にふもよ女は日夜介抱に心を盡し、好みの食物効ある醫藥をも残る方なく進めいかど、終に空しくなりければ泣きかなしみ、忌日には必ず墓に詣で、香花をさくげ、膳具をそなへ、年月怠ることなかりきと

な。父兼てより善光寺に詣でんことを望みかば、其本意をとげさせ

ばやと思ひ、晝は田作り夜は起臥をたすけて暇なき身なれども、父の寝るを待ち、草をうみ糸をくりなどして旅費を調へ、寛政四年の春父を伴ひて出立けるが、父は齡七十九にて道行く事もはかばかからねば、手を引き腰を推し、或は背負ひなどして遠路を介抱して秋の初に歸り來れり。

加之ならず、もよ女は人と交りて睦く、平生の行人の手本となるもの多かりしかば、近傍の人々は皆其娘どもに、もよ女の爲す所を見習はせたりとぞ。代官水谷祖右衛門之を上聽に達し、寛政五年八月其孝を賞して、もよに銀惣助に養老米を賜はれり。

教授上の注意

本課の物がたりは頗る長けれども、至孝の行一々人をうて感ぜしむるものあるにより、なるべく削減せずして全部を説き聞かすべし。

一、就中左の事項は最も肝要なりとす。

一、もよ女が養女の身なりし事。

二、他人より貰ひ受けしものは必ず父母に示し、父母の命を待ちて後食せし事。

三、奉公をよくし、及び朋友他人に睦みかりし事。

四、父母の省間を缺かさりし事。

五、父母の看護及び母の死後、所謂死に事ふること生に事ふるが如くせしこと。

六、刻苦して父の志願をかなへしこと。

本課にては貧女の事實を用ゐたるが、孝行は貧困の時に限るものにあらず、何人もこれを盡さざるべからざることなれば其邊の注意を加へて教訓すべし。

格言の解

死に事ふること生に事ふるが如くす。

中庸に事死如事生、事亡如事存、孝之至也とあり、又孔子家語に「生に事ふるに力を盡し、死に事ふるに恩を盡す」とあり。父母の孝養は父母の身終るを以て盡くるものにあらざ、死後之を祭りて敬を爲すと、生前に於けると同じく、愛慕やむどきあるべからず、これ孝子の本分なり。

設問

- 一 もよ女ガ他家へ奉行中父母ニ事ヘシ様ヲ話セ。
- 二 もよ女ハ母ノ死シタル後如何ニ事ヘシカ。
- 三 近隣ノモノハ、もよ女ノ行ヲ見テ何ト評セシヤ。
- 四 親若シ我兒ノ良キ評判ヲ聞クハ如何ニ思フ賜フカ。

五 死に事ふること生に事ふるが如くすトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

川井正直の事實

川井正直は京都室町の人なり。年五十に至り始めて學問に志し、人に就て小學一編を読み、往日の親に奉ずること薄かりしを知り、大に悔い、身を謹み用を節し、務めて父母の樂を致さんと心掛けたり。正直少き時より酒を好み、父母之を憂へしかば、これより少くも飲まず。凡そ父母に忌まるる所の行は、禁止せざることなかりき。

父病にかかりてよりは、正直日夜其側を離れず。衣帶を解かず。湯藥を嘗め、汚れたるものまでも躬らあらひて、少くも倦むことなし。父病むこと五年の久しき後、身まかりしかば、正直哀戚節を踰え、魚肉

を食せず、屋後の一小室に籠り居て其靈を祭り、母を省みる外には敢て輒く其戸を出でずして家事は悉く妻子に委ね、復た問ふ所なく、たゞ靈坐の奠のみその力を致せり。是の如くすること十有九月にして母又歿せしに、其禮皆前喪の如く、哀痛殊に甚だしく、二喪を通じて凡そ四十有餘月、いよゝ久うして、父母を慕ふの念いよゝ厚かりき。むかゝ藤原道信卿は至孝の人なりしが、父が喪果てし日、喪服をぬくとて

かざりあればけふぬきすてつ藤衣

はてなきものはなみだなりけり。

と詠じたり。親を思ふ孝子の心は同じきものなり。

父母を祀らざるものありしかば、正直之を責めしに、其人曰く、我れ祭ることを欲せざるにあらず、家貧くして物を備ふること能はざ

るなりと。正直曰く、人各分あり、小人の祭何ぞ必ずしも物を備へんや、苟も敬する所を知れば、菽三粒を以てすと雖も可なり、豈已むに優らずやと。人の子弟來り謁するときは、則ち先づ之に説くに父兄に事ふることを以てして曰く、此數件を懈ることなくんば、則ち以て人の子弟となすべしと。

五年丁巳の春、正直疾に臥す、秋七月に至て少しく間なり、正直悦ぶこと甚し、家人曰く、翁の疾未だ癒はず、之を悦ぶこと何ぞ甚しきやと。正直曰く、今月十七日は我が先妣の忌日なり、未だ瞑せざるの前將に其日に値はんとす、亦悦しからずや、敢て生を貪るにあらずと、其身を終るまで父母を慕ふの心切なること此の如し。同年冬十一月六日村舎に歿す、享年七十有七なり。遺命して先塋の側に葬らむ。友人稱して東村翁といふ。

要項

- 一 正直ノ酒ヲタチタル事。
- 二 父病氣ニカ、リシ時正直看病セシ事。
- 三 父母ノ靈ニ正直ノ事ヘシユト。

第五課 友悌

〔本文兄弟は同じ乳をのみ、同じ父母のかひないでかれ、同じく父母のめぐみをうけて人となれるものなれば、父母をのぞきては兄弟ほど親あつきものなり。又人のいのち限ありて父母世を去り給ふ後も跡にのこりて互に相慰むることをするものなれば、兄弟の親ほど久しきものなり。されば兄は弟を愛すること深く、弟は兄を敬すること篤く、始終か

はることなく、兄弟相愛し、相助けて、互に家をおこさんことをつとむべし。

本課の大意

兄弟は父母を同うせるものにて、父母に次ぎて人倫の大切なるものなり。本課は兄弟の交りの最も親しむべく最も久しきものたる事を訓ふ。

説話要領

同じ腕に抱かれ、同じ乳を呑み、同じく父母の膝下にありて生長す。其因縁の深きこと尋常にあらず。況んや人生の定業にて父母世を去らば、父母のかたみとしてみるべきは兄弟の面影のみなるをや。されば兄弟は相親睦して常に渝ることなく、互に相助けて共に其家の繁昌をはかるべきなり。

教授上の注意

本課は諷誦を旨とす。前二年三年の友悌の課を参照し、その事實に就て開發すべし。

兄弟は人倫の中、交最久きものたる所以に注意せしめ、幼時よりの境遇をとき、又兄弟なきものゝ生涯物寂しく暮す有様などを話しきかすべし。

設問

- 一 父母ニ次ギテ親シムベキハ誰ナルカ。
- 二 兄弟ノ親最久シトハ如何ノ義ゾ。
- 三 兄弟ハ弟妹ニ對シテ如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 四 弟妹ハ兄弟ニ對シテ如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 五 兄弟相親ムハ孝行ノ一ナリトハ如何ナル意ゾ。

六 勸語ニ「兄弟ニ友ニトアルハ如何ナル聖意ナルカ。」

例話

松平嘉平次の事實

安政(今を距る凡を四十年)の頃幕府の麾下に松平嘉平次といふものあり。其弟壯太郎、同族内藤氏を繼ぐ、壯太郎夫妻不幸にして早く歿し、八歳の女孤となりしを嘉平次己が家に引き取りて養育せり。嘉平次も亦一女あり、姪女より長ずること二歳なり。父母の姪女を厚待するを見て、其女も亦相親愛すること眞の妹に異ならず。嘉平次既に老い女亦長じて未だ嗣子あらず。其妻頻に他の子を養ひ其女に配せんことを勸む。嘉平次夫妻資質温厚にして、其女も伶俐なるが故に婚を求むるもの少なからず。然れども嘉平次は之に應ぜず。

妻怪みて曰く、期失ふべからず、何故に之を拒み給ふかと。嘉平次曰く、婚姻は男女の大事わが女年既に長ず、何を妄にこれを拒まん。わが遽に應ぜざる所以のものは、わが女と姪とを以て同時に佳婿を得しめんと欲するのみ、わが弟早く亡ひ、唯だ此一女あり、其年はわが女より少しと雖も、情義を酌めば宜く姪女を先に以てわが女を後にすべし、今同時に佳婿を得て婚を爲さしめば、己は地下の弟に對して友愛の義を失はさるべく、汝もわが女を先に以て、姪女を後にしたりとの譏を受くることなかるべしと。妻これを聞きて大に嘆服せり。

其後數年にして二女果して同時に佳婿を得て友愛益々深かりきと云ふ。

要領

一 嘉平次ノ友愛ノ義ヲ全ウセシ事。

二 嘉平次ノ女子又姪女ヲ好遇セシ事。

第六課 長右衛門

(本文)阿波國に長右衛門といひ一人あり。左兵衛とて生れつき愚なる兄を持ちしに、長右衛門は、其妻と語りて、日々兄の家を見舞ひ、かひがひしく兄夫婦をいたはりて、我身はめいつかひの如くはたらきたり。

其後、兄と其妻子とをむかへとりて、一ツ家にすまはせしに、兄は愚なる生れつきなれば、をりくわがまゝをいひて、とあれども、長右衛門夫婦は、すこしもいとふ色なく、父母に事ふるが如くに事へ、兄のむすめ二人をも、うれしくせわし

てよきところへ、はんづかせたりといふ。

本課の大意

前課に於て友悌の訓辭を擧げたれば、本課に於ては長右衛門夫妻が兄の愚なるを助けて家業に精勵せし實例を示せるなり。

説話要領

長右衛門は阿波國板野郡齋田村の農夫なり。兄を左兵衛と云ふ、愚鈍にして生業も立ち難かりしが、長右衛門はその妻と共に日々兄のものをれとなひ、かひくく兄夫婦をいたはりて、我身は奴僕の如く働きたり。其後或るものより鹽濱を借り受け、製鹽の機械まで調へて其業を營み、兄及び其妻子をば我家に呼び迎へ、奉養いさくかも怠ることなく、人皆長右衛門が家族多くならんには、ゆくゆく

生活困難ならんとて諫めしものありしかど、長右衛門は若し商業の失敗あらば、其身は人の奴僕となりても兄を養はんとして聞き容れざりき。

其後兄の女子二人とも追々成長しければ、長右衛門はそれく、良縁を求めて嫁せしめたり。兄は元より愚なるものなれば、長右衛門の心に叶はぬ事も多かりしかど、さらに厭ふ氣色もなく、只管父母の如くに敬ひ事へけり。

長右衛門は、常に兄によく仕へるのみならず、貧者には情を加へ、己は日々の用を節して善事とだに云へば費用多きことをも厭はず、夫婦とも信實に行ひしかば、享保八年（今を距る凡そ百七十年餘）二月、領主よりその賞として帶刀を許し、宅地の貢租を除き、且妻子にも賞錢を賜ひたりといふ。

教授上の注意

挿畫に就きて長右衛門夫婦の勞作、左兵衛夫婦の逸樂の有様につき、充分の感念を起さしむるを要す。舊時帶刀免租の光榮を説き聞かすも宜しからん。

設問

- 一 長右衛門ハ如何ナル心ニテ兄ニ事ヘタルカ。
- 二 兄夫婦ハ長右衛門ヲ如何ニ思ヒシカ。
- 三 長右衛門兄弟夫婦始終睦シカリシハ何故ナルカ。

第七課 友と擇ぶべし

(本文一)人と交るにはよき友を擇ぶべし。麻の中の蓬は嬌めざるに自ら直しといふことあり。古き語に「水は方圓の器に

順ひ人は善惡の友によるといへり。慎みてよき友を友とすべし。

(本文二)皇后陛下御歌「水はうつはに、いたがひて。そのさまさまに、なりぬなり。人はまじはる、ともにより、よきにあいさになりぬなり。おのれにまさる、よきどもを、にらひもどめて、もろどもに、心のこまに、むぢうちて、まなひのみちに、すくむべし。

本課の大意

擇友の最も慎まざるべからず。本課この意を述べ、皇后陛下の御歌を添へてこれを確實にす。

說話要領

友を擇ぶは、人間至要のことにして、一身の浮沈榮枯も、善惡邪正の

差別も、一に交る友によること多きぞか。未だ年若く世間の経験も少なき間は、友の善惡を知ること至難のわざなれど、先づ其あらまゝをあげんに、汝に諍ふものは惡しき友なり、遊惰にふけるは惡しき友なり、慈悲の心薄きは惡しき友なり、必ず親しむことなかれ、たとひ其惡行には染まらずとも、惡しき友と親しむ時は、人は汝をも惡しきものと思ふべし。交る友によりて其人品を知るといふことあり、よくく心すべきことなり。之に反して、常に善き友に交るときは、なほ麻の中の蓬の矯めざるに、自ら直きが如く、不知不識、善行に薰陶せられ、善事を爲すを以て無上の樂みとなすに至るべし。水は方圓の器に後ひ、人は善惡の友によるてふ格言は、即ち之を云ふなり。次に皇后陛下御製の御歌を掲げ、謹んで拜誦且つ服膺すべし。

教授上の注意

はじめの一章の麻の中の蓬云々成るべく開發的問答によりて會得せしむるをよとす。

麻の中の蓬、方圓の器に隨ふ水の形、古來の譬喩にして、最も兒童に入り易し、よろしく諷誦せしめて、自然に感悟せしむるを要す。

第二の皇后陛下の御詠は、謹んで拜誦せしむべし。

格言

麻の中の蓬は矯めざるに自ら直し。

水は方圓の器に順ひ、人は善惡の友による。

麻中云々は、荀子大戴禮等の諸書に蓬生麻中、不扶自直とあり。水は方圓云々人は友の善惡によりてよくも惡くもなるものなれば、擇友は必要なりとの意なり。

設問

- 一 麻ノ中ノ蓬ハ何故ニ直キカ。
- 二 善人ト交レバ如何ナル利益アルカ。
- 三 惡友ト交レバ如何。
- 四 善友ト交ラント欲セバ、先ヅ己ノ行ヲ如何ニスベキカ。
- 五 水は方圓の器に従ふトハ如何ナル意ナルカ。
- 六 麻の中の蓬は矯めざるに自ら直トは如何ナル意ナルカ。

第八課 細井徳民

(本文)細井徳民は友だちに親切なり。かは、友だちも亦徳民に交りて兄弟の如くせり。中にも小川某飛鳥某といふ二人は皆妻子をもひきつれて、徳民の家に同居し、徳民の父に事

ふること、實の親に事ふるが如くなりき。人々この有様を見て、徳民の父ほど幸福なる人なりと、うはさし合へりどぞ。人と恭うして禮あれば、四海のうち皆兄弟なり。

本課の大意

友を擇びては細井徳民の如き人を擇ぶべし。又人の友となりては徳民が其友を遇する如くふるべし。かくの如くにして朋友の交、兄弟の親と異なる事なし。本課之を訓ふ。

說話要領

細井徳民は尾張の人なり。博愛篤實にして善く衆を容る。その江戸に移りしとき、其友小河飛鳥、皆妻子を挈へて來り寄れり。是に於て三家居を同うすること四年、小河飛鳥共に徳民の父正長に事ふること父の如く、徳民と交ること兄弟の如く。其婦三人も亦姉妹の如

く相和し、毫も厭ふ色なかりき。

鄰里初は異姓同居なることを知らず。正長に賀して曰く三賢子、三孝婦、三順孫あり、翁の福を享ること何ぞ此に至るやと。

其後小河飛鳥別居して小河先づ死せり。徳民之を喪祭すること家人の如し。飛鳥も亦死して歸する所なし。又之を喪祭すること小河に於けるが如く、其妻女を家に養ひ、他日其女の爲に資装を具へて之を嫁せしめ、又小河の子長ずるに及びて、之を尾張藩に薦めて儒官となりたり。

此他遠方より來り家塾に在る所の諸生、死することあれば之を葬り、久くして其墓を失はむことを慮り、爲に資を捐て石を立て、其姓名を記するもの數十人に及べりと云ふ。

教授上の注意

圖に就き、朋友三家同居の有様を熟視せしめ、和合歡樂の様に就て充分の感念を起さしむべし。

三人夫婦心を合せて徳民の父正長に事へたるは最も美事にし、他人の之を兄弟と見しは以て三人の親和を知るに足るものなれば、教授の際特に注意を加ふべし。

格言の解

人と恭うして禮あれば四海のうち皆兄弟なり。

本課の格言は論語顔淵篇子夏の語なり。其恭禮の二字に最も注意すべし。若し此恭禮の二字を忽にするときは四海の内皆敵と化し去らん。

設問

- 一 細井徳民ハ如何ナル人ナリシカ。

- 二 他ノ人ハ何故ニ三人ヲ兄弟ナリト見誤リシカ。
- 三 三夫婦ノ正長ニ事ヘシ様如何。
- 四 小河飛鳥ノ兩友ノ死後ニ於ケル徳民ノ行ハ如何。
- 五 人と恭うして禮あれば四海のうち皆兄弟なりトハ如何ナル意ナルカ。

第九課 謙讓を守るべきこと

(本文)人にむかひて知りたる事を、ほこりがほにひきかすは、我身のすぐれたる事を知らせんとて、かへりて其不能をいめすものなれば謹むべき事なり。

貝原益軒先生は、世に名高き學者なるが、あるとき船にのりて海を渡りしに乗合船の中に、一人のわかものありて、物知

り顔に學問の話をなせり。先生は何事をもいはず、そのはなしを聞きぬたりしが、やがて船岸につきて、おのゝく姓名をつげしとき、かの若者は、じめて先生の舟中にありし事を知り、大に恥ぢて立ち去りたりといふ。

本課の大意

謙讓は人の美德にして人に交る要道なり。本課益軒先生が大學者にして謙讓を守りしを叙し、謙讓の徳あれば、求めずして其徳自ら彰るゝを教ふ。

説話要領

貝原益軒は筑前福岡の藩士なり、通稱を久兵衛といひ、其號を益軒といふ。幼にして警敏九歳初めて讀書を學び、それより博く經史百家の書を涉獵して十餘年の久しきを積み學業大に進歩せしかば

藩公の命によりて京都に遊學せり。時に年二十三、益軒京都に留ること三年、學既に成りて福岡に歸り、藩の儒學教授に任ぜられたり。初め益軒遊學の頃より博學篤行の令名、都下に喧傳せしかば、解褐の後、藩命に隨ひて上京せし時などは、交を求め益を乞ふもの甚だ多く、上公卿より下布衣の士に至るまで、苟も學に志せるものは皆其警咳に接せんを望みたりき。されば太宰春臺の加きはあまねく當時の儒林を難じて憚らざりしも、ひとり益軒を推して博學洽聞海内無比と稱したり。以て益軒の學徳の一斑を窺ひ知るべし。益軒の令名、斯く一世に高かりしかども、益軒はますく恭謙にして、たゞ其及ばざらんとを恐るゝものゝ如し。嘗て海路より歸國せし時、同船數輩未だ姓名を問ひ聞くに及ばずして、四方山の物語などして日を重ねしに、其中に一少年あり、意氣揚々として經義を講

説し、かたはら人なきが如し。益軒恭默これを聽き、敢て一言を交へず、其狀宛も文字を知らざるものゝ如し。既に船岸に着くに及び、おのゝ郷貫氏名を告げしに、益軒も某は福岡の貝原久兵衛なりと告げしかば、かの少年は大に嚮の不遜を恥ぢて、その名を告ぐることを能はず、竊に遁れて立去りたりとぞ。

益軒學職に在ること四十餘年、其齡のつもとにも學徳いよいよ高かりければ、藩公の禮遇ますく厚く、累りに采地を加へられしが、七十一歳にて其職を辭し、正徳四年八月八十五歳にして歿す。

教授上の注意

挿畫を熟視せしめ、少年の意氣揚々たるさま、益軒の端然謹聽せるさまなど説き、教授に興味を添ふること大切なり。然れども人に遅

れを取らぬ人物を養成せんこと、一段の注意を要す。

言ふものは必ずしも知らず知るものは必ずしも言はずの格言、及能あるたかは爪をかくす。出るくひはうたる等の諺を参照すべし。

設問

- 一 多ク學問アル人ノ行ハ如何。
- 二 ホコリ高ブルハ如何ナル人ノナスワザナルカ。
- 三 舟中ノ少年ト益軒トハ何レガ學問ノ多キ人ナルカ。
- 四 高慢ナル少年ハ何故ニ益軒ノ名ヲ聞キテ逃グ去リシカ。

第十課 正直

(本文)虚言は極めて惡しき事なれば、戯にもいふべからず。一度虚言するときは、忽ち人の信用を失ひ、たとひ、まことのこ

とをいふとも、何人も相手にせざるにいたるべし。人と約束しては必ずこれを守るべし。守りがたうと思ふことは、初より約束すべからず、一旦約してこれに背くは、即ち虚言をいひたるものなり。

本課の大意

人と交りては信義を守らざるべからず。勅語に「朋友相信」とのたまへるこれなり。本課これを訓へんとして第一に虚言のあしきとを教へ、又約束に違ふまじきを訓ふ。

説話要領

炎暑の候にはよくあるならひなるが、或僻村の兒童等數多群りて近傍の川に游泳するを常とせり、中に一人の兒童あり、いかにも、て他のものどもを驚かしくれんものをと、川の中流に泳ぎ行き、突

然悲鳴をあげて誰かたすけ給ひてよくと浮きつ沈みつ苦悶のさまを粧へり、多くの児童はこれを見てあはてふためき互に力を協せて救ひあげんとしけるを、我れ偽りて汝等を驚かしめんとてなせるなりとて大に笑ひたり、かくすること二三度に及びけるが、或日不圖深き淵に泳ぎ至りしに手足動かずなりて如何ともすべきやうなれば、この度は眞實に泣き聲立てゝ救ひてよくと呼ははりしかど、多くの児童等はまた例の偽りならめ、無駄骨折りて笑はるゝなどて、誰一人行きて助くるものなかりしかば、彼は轉輾苦悶の末、遂に溺死したりきとぞ、汝等この話を聞て如何思ふぞ、一時の戯れより他人の信用を失ひ、空しく生命を失ひたること、愚の至りならずや、汝等よく注意して戯れにも虚言をいふなかれ、虚言は極めて惡しき事なり。

人と約束せんとせば先づ其事の確かに我力にてなり得るや否やを究め、若しなす能はずと思はゞ斷然約束すべからず、輕々しく約束して後に至り實行し得ざる時はたとひ初めに偽る心なかりしにもせよ、虚言を語りたると同一の罪に陷るべし、一旦信を人に失ふ時は到底世に立つこと能はざるべし。

教授上の注意

第二卷第十四課蘭丸が信長に對して虚言をいはざりし事實を取り來りて本課の旨意を啓發せしむべし。

正直は幸福の母なりとて、何人にとても正直ならでは立ち難し殊に商業家に於ては信用は資本なりと云とあり此意反覆説明すべし。

設問

一 何故二人ハ正直ナルコト必要ナルカ。

- 二 知ル人ナシトテ不正直ノコトヲナサバ如何。
- 三 常ニ虚言ヲナス人ハ行末如何ナル人ニナルベキカ。
- 四 信用ヲ失フコトノ如何ニ身ノ不利ナルヲ知ルカ。

第十一課 謹慎

(本文)「一日の計はその朝にあり一年の計は元旦にあり」といふことあり。物事はあらかじめ其行末を思索して大かたの計をなしておかざれば、誤ること多きものなり。わかき時は血氣盛にして、前後の考もなく、目前の慾のために一生の悔をのこすことあり。つゝみおそるべし。すべてのこと、靜に思慮してのち取掛るべし。もゝ一たびにて定めがたくば、再び三たび思索してのち行ふべし。人の一生はながきに似て長

きにあらざり。わかき時注意して計をなさざれば、身のおちつき定まらぬうち、よはひ忽ちかたぶくべし。そのときいたりて百千度くゆども、かひなかるべし。

本課の大意

第一年以來謹慎の事をいふもの、已に屢なり。この課に於ては第一に一生の計は少壯の時にあるを明にし、第二に輕舉は事を誤るものなれば、慎重を要すべきを訓ふ。

説話要領

鳥さへも雨のまさに降らんとするや、その巢の入り口を閉ぢて防雨の用意をなすとかや、一日の計はその朝にあり、一年の計は元旦

にありといふこと豫め用意の必要なるを教ふ其意一なり、先づ朝に於て今日は何事をなすかを考へ、その事に要する準備を整へ、さてそれより業にかゝるときは、途中にて故障もなく隨て仕事も捗行くものなり、又一年の始めに於て今年は何事をなすべきかと考へ、其手順方法まであらまゝ定めれくときは、何事につきても大なる便利あるものなり、わけて一家を司るもの、豫め備ふるところなきときは、不時の事出来たらんには何を以て之に應ずべき、己れ一人の苦しみは、兎も角も、親妻子にまで限りなき艱難に逢はしむるに至るべし、殊に若き時は血氣にまかせ、前後の考もなく、目前の慾のために惑はされて、後日の悔を遺すことあり、つゝみても謹むべきことにこそ、凡そ何事にもあれ、一事をなさんと欲せは先づ心を靜めて徐ろに着手すべし、一度にて決定し難きことは再三再四

思案して後之れを行ふべし、人の一生はながきが如くなれども長きにあらざ、光陰のすぎ易きこと、白駒の隙を過ぐるが如くともいへり、若き時に注意して計をなさざれば、老後のかなしみ免かるべからず、少壯不努力、老大徒傷悲すと、又勿謂今日不學而有來日、勿謂今年不學而有來年、日月逝矣、歲不我延、嗚呼、老矣、是誰之愆といふ語の如く、老後に至り如何に悔ゆとも其詮なかるべし。

教授上の注意

思想薄弱の生徒に戒慎の必要を感じしむるは容易ならず、故に本課の如きは蜜蜂の夏日、炎天を冒して精勵刻苦蜜を貯へ、以て冬日の糧に供する等の談話をなして、漸くに啓發せしむるを要す。

格言の解

一日の計はその朝にあり、一年の計は元旦にあり。

此格言は五種遺規といふ書にいでたり。

設問

- 一 誰カ蜜蜂ノ蜜ヲ貯ヘル様ヲ知レルカ。
- 二 蜜蜂ハ何故ニ夏日炎天ニ彼ノ如ク勞働スルカ。
- 三 蜜蜂ガ斯ノ如ク勞働セザレバ冬日ニ至リテ如何。
- 四 若キ時ニ老後ノ計ヲナサレバ老後ニ至リテ如何。
- 五 一日の計は今の朝にあり又一年の計は元旦にありトノ意ハ如何。

第十二課 老僧の接木

(本文)徳川三代將軍鷹狩タカトリのかへるさに供人二三人にてある寺に立寄られしに、年老いたる僧の接木をなすをみるものあ

り。將軍うち笑ひて、汝年すでに老いたり。今かく接木すとも、いかでこの木の生長をみんといふに、老僧答へてわが接木するは、我身のためにはあらず。後住の代にいたらば、林もいけるべしと、寺のためを思ひてすることなりといひしかば、將軍大に感じて、物など賜はりたりといふ。遠き慮なければ必ず近き憂あり。

本課の大意

前課の意をうけて慎重事を處し、苟も一事一物徒にせずして永遠の策を爲し、決して目前の私慾に迷はざらしめんため、例を舉げてこれを訓ふ。

說話要領

忍が岡のあなたの里に、某の院とてひとつの眞言寺あり。寛永の頃

になん、將軍家谷中わたり御鷹狩のありーとき、御かちにて、こゝか
ーて御過がてに御覽まーくけるが、此寺へもおもほえず渡御あ
りーに、折ふー其時の住僧はや八旬に及んで庭に出で、みつわくみ
つゝ手づから接木ーて居けるが、御供の人もおくれ奉りて、御側に
二人三人つき奉りーを、中々やんどなき御事とは思ひよらねば、
其まゝ背き居たりーを、坊主何事するぞと仰せられーを、老僧心に
あやーとおもひて、いとはーたなく、接木するよと御いらへ申せー
かば、御わらひありて、老僧が年にて今接木ーたりども、其木の大き
くなる迄の命も知れ難ー、さればさやうに心をつくす事不用なる
ぞと上意ありーかば、老僧御身は何人なれば、かく心なき事をきこ
ゆるものかな、よく思ふて見給へ今此木でもつぎておきなば後住
の代に至りて何れも大きくなりぬべー、然らば林もーげり寺も黒

みなん、我は寺の爲をおもふてする事なり、あなかちに我一代に限
るべき事かはいひーを、きこーめーて老僧が申すこそ實理なれ
ど御感ありけり、その程に御供の人々追々來りつゝ御紋の御物ど
も多かつとひーかば、老僧をこれに心得て、大きにをそれて奥へにけ
入ーを、御召出ありて物を賜はりけるとなん。

教授上の注意

本課に於ては老僧の將軍に答へー言葉を充分に含味せーめ目前
の私慾を制し他日身の爲又は人の爲畫策するの必要を反覆丁寧
に教訓すべー。

格言の解

遠き慮なければ必ず近き憂あり。

此語論語に見えたり。

設問

- 一 將軍老僧ニ問ヘシ詞ハ如何。
- 二 老僧ハ將軍ニ何ト答ヘシヤ。
- 三 將軍ガ深ク之ヲ賞セシハ何故ゾ。
- 四 遠き慮なければ必ず近き憂ありトハ如何ナル意ナリヤ。

第十三課 廉潔

(本文)人やゝともすれば他人の富貴をうらやみて、わが身の貧賤をなげく、これまゝにきたなき心なり、人はおのゝ身分の程を知りて、その身分に安んずることをむねとすべし。決して他人の身分をうらやむべからず。他人をうらやむときはよろづに不足の念起りて、心つねに安からず、わが分に

安んずれば、心靜にして貧しき中にも樂あり。
足ることを知るものは、身貧しけれども心富む。

本課の大意

本課に於ては、正直の課を一步進めて、廉潔の要を説く。

説話要領

人の富貴なるを見て、これを羨む心起れば、わが身に不足起りて不義の富を貪るにいたる。恐るべき事なり。分に安んずれば心つねに靜平にして煩なく、分に安んずるを知るは即ち廉潔を守る所以なり。不義の富貴を貪るものは、萬事意の如くならざるものなきも、なほ衷心安んぜざるところあり、身貧なるも行廉潔なるものは、少しも良心に愧づることなく、常に心靜にして、貧中樂を覺ゆるものなり。東照宮の遺訓に、足らざるを常とせよ、これ足れるなりと深意よ

くく味ふべし。

格言の解

足ることを知るものは、身貧しけれども心富む。

拈壁警語に「禍は足るを知らざるより大なるはなし」とあり。又願体集に「寧ろ清くして貧しくとも濁りて富むこと勿れ」とあり。本課の言と共に参考すべし。

設問

- 一 途ニ落チタルモノアラバ如何ニスベキカ。
- 二 汝等若シ物品ヲ買ヒテツリ錢ヲトリ、後ニテ其錢汝等ノ受取ルベキモノヨリ多キユトヲ見出サバ如何スルカ。
- 三 正シクシテ貧賤ナルト、不正ニシテ富メルト何レヲカヨシト思フ。

四 常に物不足ノ心起ルハ何ノ故ナルカ。

五 足ることを知るものは、身貧しけれども心富むトハ如何ナル意ナリヤ。

第十四課 佐藤直方

(本文)佐藤直方といふ學者あり、江戸にて人を教へしところ、家甚だ貧しかりしかば、門人の富めるもの氣の毒におもひて、金子百兩をふところにして直方の家に至り、をりもあらばその金を進めんとおもひたり。

されど、直方は學問の話のみして、家政のことは、ことばにも出さざりしかば、かの弟子は遂にその金を進め得ざりきとぞ。

本課の大意

前課の訓辭より直に格言に接して廉士の本分を示し、佐藤直方の性行を擧げて、其實例を示す。

説話要領

佐藤直方江戸にて私塾を開き居たる時、家甚だ貧し。其門人會津侯の家老某或日金百兩を懷中して師の許に來り、師が困る事をいはゞ之を進めて、其窮を救はんと思ひしに、直方は少しも其氣色なく、學術のはなしのみをなして餘念なかりしかば、某も失望して歸りたり。其後屢々行くも遂に家計の事に及ばざりしかば、某も言ひ出せずして止みぬ。

直方の師山崎闇齋この事を聞きて、たとひ百度歩を枉ぐるも直方に對して金錢のことなど言ひ出す機はなかるべしと云ひたりと

とぞ。

教授上の注意

本課は直方が家計に無頓着なるを稱するにあらずして、學問に熱心なると正廉寡慾なるとを取るものなれば、其心して授くべし。要覽に廉士も財を愛せざるにあらず、これを取るに道ありてふ格言あり、参考して可なり。

設問

- 一 直方ハ貧苦ノ中ニ在リテモ遂ニ貧ヲ人ニ告ゲザリシハ何故ナルカ。
- 二 已ノ貧富ヲ人ニ訴フルハ如何。
- 三 直方ノ性質ヲ語レ。

第十五課 改過

(本文人たれか過なからん。過を知りて、たゞちにこれを改むるを、よき人の行とす。過と知りつゝも、これをかくさんど、又はこれを改むるに意なきときは、其人次第に惡しき道に入り込みて、つひに大なる惡行をなすにいたるべし。謹むべき事なり。

他人わが過をいふことあらば、まづ我身を省みて、其過を正すべし。決して其人をうらむべからず。わが過をいふ人は、わが師なりと思ふべし。

本課の大意

前數課に於ける正直、廉潔、謹慎等は人の常に守るべき徳

なり。然れども過ちてこれに外る事なしとすべからず。かゝる時は直にこれを改めざるべからず。

第三卷に於て自身の過の知れがたきをいへり。本課は進んで他人の忠告を容るべきを諭さんとする。

説話要領

如何なる人にて過なきはあらず、たゞ過を知りなば直ちにこれを改むるを善人とこそ申すべけれ。若し過と知りながら、さまゝに人前をいひつくろひ、これを改むるこゝろなきを非を文るといふて、極みたる惡事なりとす。且つ過を改むるには勇斷なるを要す。勇斷ならざる時は、或は種々の事情に制せられ、或は私慾の爲めに惑はされて、遂にこれを改むること能はず。次第くにあゝき道に入りて後には、惡行をなすに至るべし。

わけて六つかゝきは他人のわが過を告ぐることあらば喜んでこれを容るゝことなり、世にいふまけ惜みの心は誰れにもありがちのことなるが、凡て過は自ら知らずすこと多きものなれば、人も我過を告ぐるものあらば、虚心平氣にこれを聞き、深く我身に省みて其過を正すべし、過を告ぐる人は即ち我師なりと心得、かりそめにも其人をうらむ等のことあるべからず、人の諫を用ゐずして身を失ひ家を滅しゝ例ゝ古今多し。

教授上の注意

若し過あるときは直に之を改むべし、過は小なりとも之を改めざるときは、遂に大なる惡となるなり。
我が過を忠告するは善き友なり、尊びて交るべし、以上の條々は本課の主眼なり、本課は正直と密着の關係を有せる故、教授の際には

第十課を參考するを要す。

設問

- 一 過トハ如何。
- 二 汝等若し過ツテ某生ノ硯ヲ机ヨリ落シ、トアラバ如何スベキカ。
- 三 我爲セル過ハ小ナリトテ之ヲ隱シ置クトキハ如何。
- 四 汝等近頃過ヲ爲シ、トアリシヤ否ヤ話セヨ。
- 五 人若し我が過ヲ諫ムルトキハ如何。

第十六課 清次過を改む

(本文)或村に清次といふものありき、代々村長をつとむる家柄なり、清次の行ありかり、かば其父の死したる後は、

村人相はかりて、他の人を村長となりたり。

清次の母これを悲み、或時清次をよひて戒めて曰く、我家祖先以來子孫相續さて村長と仰がれ、父上の世に至るまで十餘代の久しきに亘れり。然るに汝、幼少の時より、心のまゝに振舞ひて村人にうとまれ、村長の役を奪はれたること、口惜しくは思はざるか。汝、今より心を改めて祖先の名をつぎ、母の心をも安んぜよと涙ながらに諭したり。

清次は母の一言に感じ始めて年來の過を悔い、日夜學業を上げ、品行を慎みしかば、村人等もこれに感じて清次をば村長となりたりといふ。

本課の大意

本課は、幼少の時不身持れて、屢々親の戒を受くるも聞か

ず、代々なし來たれる村長の役をもなし兼ねるまでに成り行きしが、一旦母の戒めに大に前非を悔い、遂には父の後續を爲し得るに至りたる清次の話をあげて前課の意を補はんこす。

説話要領

或村に稻生清記とて代々村長の家あり。嫡男を清次といひたり。が、幼少より學問を好まず、只管遊戲にのみ耽りたり。父は將來のこどもと思ひはかりて、種々に戒めを加へたりしかど、少くもこれに従はず、十五歳のころよりは村人の群れに入りて山に樵り、川に漁りすることのみ日々の業とし、讀み書きのわざには未だ曾て心を寄せたることなし。殊に性たけしきまゝ人と争ふことなどありしかば、村人皆彼れを嘲りて、村長の子とし敬ふもの一人もなかり

き。清次二十歳のとき、父清記は盡きぬ憂に伴はれて身まかりかば、村人相謀りて、數代の家柄なれば清次を村長にせんこと當然なれど、彼の如く目に一丁字もなく、身持もよろからぬものにては、村内の取締もなり難く、隣村へ對しても耻かきことなれば、別に人を撰ぶに如かずと、評議一決して、村内の物知りにて長谷川散吉といふものをば、村長に推舉したり。清次はこれを心にもかけざりしが、母は口惜さやるせなく、如何にもして清次を改心せしめ、家名を再興なさんものをと。或日佛壇の前に、家の重寶たる家系の繪巻物をとり出し、清次を呼ひてその前に坐せしめ、さていへるやう、此巻物をば何とか見る、こは汝も知る如く、我家重代の寶物にして、即ち先祖代々の御像なり。これは第一の祖先にれば、此村を開き給ひし御方なり。二代三代何れもつとめはげみて、一村の利益をは

からせ給ひしかば、此村も次第に榮え行きて、今日の有様とはなりなり。今に至りて十何代、いつも一村の長と仰がれ、人にも敬ひ尊ばれ、父上に至るまで未だ曾て家聲を墜したるをなく。然るに汝は何事ぞや、幼少より父の教も守らず、心のまくの振舞いて、無智文盲の身なる故、遂に村内の人々にうとまれて、村長の役をも奪はれ、人のもの笑ひとなり。こと如何に口惜くは思はざるか、先祖の方々に對して何と申譯のあるべきや、死せし父上は汝の身を憂へて病を醸し給ひなるぞ、汝のみかはこの母が御代々の方々や、なき夫に對して向くる面目もなく、死ぬるにも優る心苦しさを知らざるか、そも今更いふてかへらぬこと、今よりよく心を改めて、家の爲め母の爲めに盡す心は出でざるかと涙ながらに諭しける。が此時まで清次は默然として目を凝して繪巻物をながめ居たり

一が、漸くに首を上げて、母上許し給ひ今より三年の後は必ず家名を再興し、先祖にもなき父上にも申譯仕らんと、思ひ切たる風情にていひ出ければ、母も大に喜びたり。

其後清次は隣村なる村學師のもとに行き、ことの次第を打明けて門人となり、朝は早く夜は遅くまで孜々勉強し、食事の時さへも書を傍にれきて、ひまごどこにこれを讀み、風の日も雨の夜も通學怠りなく、村人等は鳥のなかぬ日はあるも、清次の家に讀書の聲を聞かざる日ないなどいひはやすに至りたり。かく三年の時日を経たる後は、學業果して大に進み、村内にて亦及ぶものなく、品行も以前に比して殆ど異人の思ひをなす迄に至れり。かくりければ、村人等は皆清次の改心に感ぜ、數代恩顧をうけたる家柄なれば、清次の身持さへ改まりぬれば、もとの如く村長を清次に依頼せん方然るべし。

とて、一同決議の上、此こと清次にいひ出でしに、また學問も足らず、年も若ければ、いま暫くと辭しけるを村人強ひてやまざりしかば、清次も遂に其請を容れ、父の時の如くに村長となり、専心誠意、村内の利益を計りしかば、村人の歸依いよく、厚く、此事四方に聞えて他村より當村に移往するも夥多ありたりとぞ。

教授上の注意

- 一、清次の行につき、兩親が如何に心配せしかを説き、充分に不孝の大罪を知らしめ、改心の賞賛すべきに及ぶべし。
- 二、過ては改むるに憚る勿れ、過を恥ぢて非をなす事勿れ等を参照すべし。

設問

- 一、清次ハ始メ如何ナル人ナリシカ。

- 二 清次ハ如何ニ改心セシヤ。
- 三 兩親ニ心配ヲ掛ケルハ如何ナル人ナルカ。
- 四 改心後ノ清次ハ如何。

第十七課 女子訓

（本文）女はすべて、やさしく、いやかなるべし。たちねふるまひことばづかひなどのあら／＼きは、わけて、みにくきものなり。さてやさしく、いやかなるうちにも、心のうち、た／＼かにしてみだりに動かされぬところなかるべからず。人の妻となりては、よく舅姑をうやまひ、子どもを／＼へみちびき、まため／＼つかひにも目をかけてつかひ、諸事に儉約にして、家内の幸福をまさんことを心かくべし。一たび嫁入

り／＼上は、その家をわが家と定めて、いかなる辛苦にあふとも、立去るべからず。夫の不幸はわが不幸とおもひて、辛苦をともにすべし。

本課の大意

本課に於て女子訓を掲げたるは、諸般の事實多く男子にかゝはると、男子に特に必要なる豪毅、進取の氣象等の諸項あるが如く、女子には女子の特有の美德なかるべからざるに因る。

説話要領

女子の徳は、柔に在り、然れども柔中に節操なかるべからず。これ本課の主眼とする所なり。蓋し國民教育一段落を告ぐる第四年級に於ては、女子に向ひてこの訓辭を欠くべからざるものとす。

故に女子家政の方法もまた辨じおかざるべからず。即ち舅姑に對する道、子弟を訓ふる、道夫に事ふる道を訓へ、最後に夫の家不幸にして貧賤に陥るとも、節を屈すまじきをいひて、以て訓辭の前節に應ず。

教授上の注意

- 一、本課全く男子に不用なりといふにあらず。男子とて隨分心得置くべき事柄なれば、男女同級の教室にありては、須く折衷してその適度を得むべし。
- 二、言語清潔、朝起等は勿論裁縫料理の法より、客のもてなうに就き訓戒するを要す。
- 三、女子一旦嫁さたるのち行正うからずして離別せらるゝ事は、女子最大の耻辱なる事を訓ふべし。

四、女子は常に女子らしく、一意夫の命に服従すべく、若し夫の行為に惡しきことあらば色を和らげ辭を卑ふし、諫言すべきの道を訓ふべし。

設問

- 一 女子ノ特ニ注意スベキコトヲ舉ゲヨ。
- 二 汝等女子ノ言葉遣ヒノアラ／＼シク起居振舞ノアラ／＼シキヲ見バ如何ニ感ズルカ。
- 三 嫁入シタル後ノ心得ハ如何。
- 四 下女下男ヲ使フニハ如何スベキカ。

例話

こり女の貞操

岩代國若松の城下、常慶寺町の金右衛門が妻とりといへる者、貞節

の聞えありて、安永七年のころ領主より米を與へられたる事あり。其所行を尋ねるに、かの妻天資忠實なるものにて、嫁に來れる初より姑夫の命をうけて生計の事に怠りなく、親族をはじめ近隣の者に及ぶまで、いさゝかも隔てなくあつらひ、又其家の見世にていさゝかの酒肴やうのものを賣りて營みとなりたり。然るに其後金右衛門病者となり、老いたる母いとけなき子夫婦とも四人のくらくにて日に貧しくなりゆくのみなれど、どりはどかくにいひ慰め、懇に扱ひつゝ、己れ獨りのいとなみにて、家のうちのもの飢うる事なく過ぐるうちに、夫の病年々に重りて、やがて惡疾の症あらはれければ、人の交もならで、愈々窮苦に及べり。かかるをどりは少くも倦む色なく、朝は夙に起き出で、夜はいたくふけ行くまで手業をなして營みのたすけとし、晝は賣物の品とくの一おきて、少くの間も

いこふ事なり。あゝき病ある家には、人々忌み避けてよりつく事もなき習なるを、家の内よくとりおさめ、人のあつらひも疎かならざり。かばどりの志にめで、よりくる人もおほかり。程に朝夕の煙もたてやすくなり、暇あれば神明にまうで、夫の病をいやし、老母の心を安からしめんことをぞいのりける。ある時金右衛門妻にむかひて、暇とらせん程に今より家に歸れといふを、妻は何の故ありてさる事はのたまふぞ、年月をひまわらううちに、身のあやまりありとも思ひあたらず。もゝ母人のころにやたがひけん。いかにもあれ、うけたまはらまほしといふ、金右衛門は我身かくつねならぬ病ありて、平愈の期もはかりがたし。そこには未だ若くもあれば、このまゝに老い朽ちんことはいとほしさに暇とらせて、いかなる方へも又のよすがを定めさせんと思ひてと云へば、妻はあないま

は、女の身の夫ふたりに見ゆること、たぐひなき耻なるに、まゝて我身ひとつのことを思ひ老いたる母の便りなく思ひたまはんを打すて行かんこと天道の怒りもおそろや、人の身によゝあゝは、みな早くより定まりて有るべきを、天津神の命にそむき、こゝを去り、かゝるにゆくとも、同じうき世の事なれば、たとひ身のよすが定むともなどて心の安からん。親となり子となり妻となることは、よくく、深き縁あればなり。樂みも苦しみも定まる運と思ひなば、さまで歎くべきにあらず。たぐひたすらにいとなみをはげみなば、天のたすけもあらんなど泣きも、いさめも、たぐかりをぬれも、姑夫の心をひきたて、食物のあつかひより、老母病夫の介抱まで、少れろそかなかりかば、病の身ながらも、其くるしみを苦とせず、家の内のものも、其たのしみを樂とすれば、世にもてはやされて

終には上の賞にもあづかりきと孝義録に見えたり。

要項

- 一 どり女ノ性忠實ニシテ姑夫ニ事ヘシコト。
- 二 金右衛門妻ニ離別ヲ命ゼシ事。
- 三 どり女ノ夫金右衛門ニ答ヘシ事。

第十八課 河瀬春女

(本文)河瀬春女は、五歳のとき母を失ひ、繼母に養はれ一人なるが、生れつき孝順にして、繼母に事ふること、生母に事ふるに異ならざりき。長じて後、稻生恒軒といふ人に嫁入りせしが、よく妻たる道を盡し、舅姑をうやまひ、子弟を教へ、勤儉をまもりて、少くも無用の費をなさず、婢僕にもよく目をかけ

てつかひたり。又裁縫等は人手に委ねることなく、一ツの器を買ふにも、一ツの衣をつくるにも、必ず帳面に記しておきて、おちなきやうにせり。春女死ぬるとき、枕邊に一封の書面をのこして、子弟のために、身を修め家を齊ふる教を書きのこしたりとぞ。

本課大意

前課女子訓に續きて賢妻の事蹟を舉げ、以てその模範とす。

説話要領

河瀬春女は江戸の人なり、父を外記と曰ふ。五歳の時母を喪ひ、繼母に事ふること所生に異ならず。孝順にして母の懽心を得るを樂となす。母の死後多くの弟妹を撫育し、家事を治め、宜きを得たり。稲

生恒軒に嫁するに及びて、終始敬慎、克く婦の道を盡したり。適ま舅姑大坂に在り、毎に書を裁いて候問怠らず、舅歿して姑に事へ、奉養尤も至れり。

春女性儉素にして奢侈を喜ばず。人を利することあれば必ず其力を竭し、婢僕を役使するによく恩意を加ふ。且つ女子の爲すべき仕事は悉く之を善くし、人に委ねず。又最も祭祀のことを謹み、朔望及び祖先の忌日には必ず鄭重に祭祀を營み、整肅誠を竭せり。

元祿八年(今を距る凡そ二百年餘)病て終る年七十七、預め後事を認め、詳悉遺漏あることなし。又子妹に訣るゝ書數通あり、披きて之を視れば皆修身齊家の要をいへり。讀むもの感泣せざるはなかりきとぞ。

教授上の注意

春女の舅姑に事ふる一段及び家政を整理し、婢僕を愛せしこと等婦人の好模範なり。注意して訓ふべし。

設問

- 一 春女ハ繼母ニ對シテ如何ニ事ヘシカ。
- 二 舅姑ニ對シテハ如何。
- 三 召使ニ對シテハ如何。
- 四 祭祀ノ事ハ如何ニ扱ヒシカ。
- 五 汝等春女ノ行ヲ聞キテ如何ニ感ズルカ。

例話

衛女の貞操

衛女は飛驒國益田郡尾崎村の二村清助の妻なり。その家農事及び釀酒を業とし、多く男女を使用して晝夜事繁きこと限りなきに、衛

女三十五才のとき、夫清助病死せしかば、十一才の男子を頭として三人の子を養ひながら、能くその家を治めたり。親族之を氣の毒に思ひ、清助の弟某を入れて後夫とせんことを勧めけるに、衛女辭して曰く、幼兒を撫育するは母たるもの、當然の務なり。夫におくれて子なほ幼きときは、これを助けてその家を治むること世間一般の習なり。妾愚なれども力を盡してその務を果たすべし。後夫に見ゆるは婦女の教にも違ひ、且世の人に對しても耻づべきことなり。その義はゆるし給へと述べけるにぞ、人々その志に愛でし思ひ止まりぬ。斯くて衛女はいよく、勵みて家業を經營し、亡夫の舊債六百圓を十年以内に悉く償却し、餘財を以て酒倉を増築し、三子の成長するまゝにその教育を怠らず。十有餘年一日の如くなりければ、その貞操を感じぬものなかりきといふ。

要項

- 一 幼兒ヲ撫育シ教育ヲ怠ラザリシ事。
- 二 亡夫ノ舊債ヲ十年間ニ悉ク償却セシ事。

第十九課 修學

(本文)人は萬物の靈とて、すぐれたるものなれども、學問を勉めて智能を啓かざれば、賢き人となり難く。人と生れて一生愚にて終らんは、口をきき事ならずや。

學問を勉むれば物の道理を悟り、廣く世の中の事を知りて、性質愚なるものも、賢き人となるべし。されば幼時より、すこしのひまをもをりみて勉強し、萬物の靈たるに恥ぢざるやう心がくべし。

玉磨かざれば光なく、人學ばざれば道を知らず。

本課の大意

本課は一篇の勸學文なり。德行に加ふるに學問を以てし、以て其智能を啓發し、又ますく其德行を増進せざるべからざるを訓ふ。

說話要領

賢不肖の別、實に學ぶと學ばざるとより生ず。苟も人間と生れたる以上は、學ばずして草木と同じ朽ち果てん事、口惜き限ならずや。學問以て世間の道理に通じ、人の人たる所以をばづかむべからず。

教授上の注意

一、修學に就ての例話は世間甚だ多ければ、最も兒童の心に感ずべき例話を選びて興奮せしむるを可とす。

二、人生れて學ばざれば、生れざると同じ、學ひて道を知らざれば、學ばざると同じ、等の格言を適宜授くるを可とす。

格言の解

玉磨かざれば光なし、人學ばざれば道をしらず。

學記に「玉不磨不成器、人不學不知道」とあり。

設問

- 一 汝等毎日學校ニ於テ學問スルハ何ノ爲ナルカ。
- 二 汝等若シ稽古ヲ怠ルルハ如何ナル人トナルカ。
- 三 學問スルニハ如何ナル心掛ガ必要ナルカ。
- 四 玉磨かざれば光なり、人學ばざれば道を知らずトハ如何ナル意ナリヤ。
- 五 萬物ノ靈トハ如何ナル意ナルカ。

第二十課 塙保己一

(本文、塙保己一は七ツの時、盲目となり、按摩の業を習ひ、あるとき思ふやう、われ盲目なりとも、人なみにすぐれて勉強せば、學者とあられぬことあるまじと。それより人の足腰をもみながら、心をどめて他人の書を読むをきく、よくこれを諳誦したり。

其後學問に力を盡せること一方ならず、盲目の事とて、萬事不便なるを事ともせず、久しき間、たゆみなく勉強し、かばはては、目あきの人々、多く保己一の弟子となりて、學ぶ事となれり。世には兩眼あれども一文字をだに讀み得ぬもの多し。恥づべき事の限にこそ。

學問は心の眼

本課の大意

保己一盲人の身を以て、其學を大成せると、實に惰夫をして志を立てしむべし、本課乃ち之を以て前課勸學文に接し、寧ろ目盲なるも、心盲なる勿れと訓ふ。

說話要領

塙保己一は武州兒玉郡保木野村の人なり。幼名は寅之助、後ち保己一と改む。生れて七歳にして明を失ひ、年十二にして母を喪ふ。

保己一英異超倫屹然として志を立て、東都に出で業を成さんと欲す。偶ま東都の某、太平記を讀じて名を諸侯に顯すと聞き、蹶然として曰く、太平記は四十卷に過ぎず、之を讀ずるも猶ほ名を顯す事を得るは易々たるのみと。

年十五にして家を辭し都に至り、雨富アメトミ檢校ケンギョウの門に入り三絃を學ぶ。一夕にして輒ち忘る。三年にして一曲を覚え、是に於て雨富針術を授け、醫書を教ふ。醫書は一聞して能く記す、然れども其の術進まず、雨富之を誚めて曰く、汝今より三年其術進まざれば吾將に汝を逐はんとす。保己一是より勉強して怠らず、既にして皇典漢籍及び神道を各、其師に就いて學ぶ。後ち又加茂眞淵に就き、學術日に進む。警官を累遷して檢校より總祿に昇る。

保己一嘗て以爲く、支那は叢書多し、學者今に至り之を便とす。然るに本邦此の如き書あるを聞かず。今若し一大叢書を刻せば、學者を裨益すると尠からざるべしと、乃ち誓を立て力を著書に竭し、天下散逸の書を網羅し、群書類從を編す。

寛政年中今を距る凡そ九十年餘、官命を奉じ、和學講談所を江戸裏

六番町に設け、弟子を教授す。保己一人と爲り博聞強記群籍に通じ、最も國學に深し。

一夜源氏物語を講ずる時、涼風燭を滅す。一室冥暗、咫尺を辨ぜず。保己一轍めず、傍人卷を釋て火を點するを待たんと請ふ。保己一微笑して曰く、眠あるもの何ぞ不自由の甚きやと。傍人皆之を慙づ。文政四年九月十二日歿す。年七十六。著述甚だ多し。枚舉に遑あらず。補遺、保己一年甫て十五、江戸に來るや、くづひろひと相伴ふ、私かに約して曰く、他日俱に名を天下に擧げんのみ。若し能はざれば復た郷に歸らずと。後ち果して名を成す。くづひろひも亦與力となり、進みて町奉行に任ぜられ、根岸肥前守と稱す。名一時に震ふ。

保己一少時鐵術を業とす。隣室に貧婦あり、病に臥す。保己一を招き治を請ふ。乃ち往き之を療す。既にして病癒ゆ。婦大に悦び、翌日錢を

與へ之を謝す。保己一辭して受けず。婦感泣す。保己一嘆じて曰く、予其技を能する者にあらず、僅に以て責を塞ぐのみ。彼若し技の拙なるを知らば、我を視ること猶ほ仇の如くならん。彼之を知らず、洵に憐むべきなり。若し之に甘むて其謝を貪らば、豈仁術と爲すを得んやと。遂に鐵術を廢し、専ら和學を修む。其師雨富檢校嘗て問ふ、汝何事を樂み何人を慕ふかと。保己一曰く、樂む所の事は讀書に如くは莫く、慕ふ所の人は菅公に如くは莫しと。

保己一嘗て富人の招に應ず。適ま人の廊下を過ぐる者あり、之を聞き徐に曰く、足音蹺々尋常にあらず、其人必ず跛者ならん。主人曰く、否らず。保己一肯ぜずして曰く、足音洵に奇なり。是れ必ず故あらんと。乃ち主人をして之を觀せしむるに、其人果して西瓜を一袖に收むと云ふ。

會津に佐藤甚右衛門と云ふものあり。人と爲り頗る奇なり。性國學を嗜み、常に保己一に就いて其藏書を借る。保己一日く、子何書の何事を閲せんと欲するか。某書の卷數は此の如く、某の事は某の部門にありと、一として諳ぜざるはな。

又嘗て其師兩富の家に寓す。時に松平織部正乗尹其隣に住、性甚だ學を好む。保己一屢之を訪ふ。乗尹書を讀み之を聴かむ。保己一大に喜び傾聽倦むな。乗尹その凡兒にあらざるを知り、一日人に謂て曰く、彼盲目といへども天才秀逸なり、後必ず名を成さんと。

保己一年少き時按摩を以て業と爲、性書を嗜めども自ら讀むこと能はず。常に古今集を懷に、人の家に赴き治を施すの間、其客に請ひその讀むを傾聽して倦むな。終に全冊を諳ず。

又少き時盲人豊一と云ふものあり、既に歿して嗣なく、遺産頗る富

む。或る人保己一をして其家を襲がめんと欲し、兩富に謀る。兩富之を保己一に告ぐ。保己一辭して曰く、彼れ余と相好からず。今うの家を襲ぐは余の屑とせざる所なり。今縱ひ其家を襲かざるも亦以て財を殖すべしと、兩富其言を嘉みず。

立原翠軒保己一を水戸文公に薦め、命じて參考盛衰記及び大日本史を校せしむ。同僚咸曰く國史は我先君の修むる所に、替者與るべきに非ず。今にして彼を用うるは豈我が藩の大恥に非ずやと、翠軒肯はずして曰く、人の盲となるは是不幸のみ。彼盲すと雖も博覽強記、言ふ所往々人に卓絶す。余竊に之に服す。彼れ若し其任に堪へされば、臣其の罪に伏せんのみと、既に保己一二書を校す、果して其言の如く、公大に悦び、賞賜甚だ厚し。

教授上の注意

一、盲者が學をなすの不自由、目明の人に數十倍なるを説き、然る後、保己一の大業を成りたる所以を示して、生徒をして感奮せしむべし。

二、智をひらくことは學問の功にあらずば、成り雖も等の格言を授くるも可なり。

格言の解

學問は心の眼。

西洋の諺なり。

設問

- 一 保己一ハ如何ナル人ナリシカ。
- 二 保己一ハ如何ニシテ學問セシカ。
- 三 盲者ト眼アルモノトハ何レカ學問シ易シト思フカ。

- 四 汝等保己一ガ學業ヲ大成セシハ何ニヨルト思フカ。
- 五 學問は心の眼トハ如何ナル意ゾ。

第二十一課 勤勉

（本文）人に貧富の別あるは、天のなせる業にはよらず、たゞ其人の勤むると勤めざるによるものなり。されば一日の日をもあだには過さず、業を上げみ家を興さんことを心かくべし。

人の職業には種々あれども、職業によりて貴賤の差別あるにあらず。されば各その職業をつとめて家を富さんことを務むべし。農夫の耕して利を得るも、商人の商ひて利を得るも皆勤勉のむくいなり。はじめに勤勉の種を蒔けばこそ、

後に利得といふ實を結ぶなれ。怠惰にして利得をのみ得んとおもふものは種を蒔かずして實をこひぬがふにおなじ。詩かぬ種ははえぬといふ諺よく思ひ合すべし。

本課の大意

學問に於ても勉強は必要なり、職業に於ても亦然り。本課は職業を主として、勤勉以て家を興すべきこと正經の職業には尊卑なきことを訓ふ。

說話要領

天は至公至平にして、苟も偏することなく、隨て人に禍福を與ふこともなく、人に貧富の別あるは唯其人の勤むると勤めざるによるものにして、決して天のなせるわざにはあらざるなり。されば人々一日一刻の時間をも徒らに費すことなく、業をつとめはげみ

て家を富まさんことを心掛けざるべからず。

人の職業には種々あれど、筋目正しき業ならんには、決して貴賤の別あることなく、官吏の官に仕へ、文人の筆に食ひ、農夫の耕し、商人の商賣を營む、皆これ正經の職業にして、社會其一を欠くときは一日も成立することを得ず。然るを世には、職業に貴賤あるものかの如く心得、己れの職業を賤しみて、他を羨むものあり。これ心得違の甚だしきものなり。故に人々各その職業を力めて、家を富まし、人の爲め世の爲めにもならんことを心掛くべし。凡そ富を致すの法、勤の一字を肝要とす。なほ春時穀菓の種を蒔けば、秋の收穫を見るが如く、勤勉の種を蒔けば、その後利得といふ實を結ぶなれ。勤めずして利得をのみ得んと思ふものは、種を蒔かずして實を得んことを願ふに同じ。汝等第一學年に於て、詩かぬ種ははえぬといふ諺を

學びいならん。よくく思ひ合すべきなり。

教授上の注意

職業によりて貴賤の別を立つべからざるを説明し、成るべく其家業を勤勉すべきを諭すべし。

設問

- 一 人ノ榮ユルト榮エザルトハ何ニヨルカ。
- 二 明日ヲ待チテナサント云フ人ハ其事ヲ實行スルヤ否ヤ。
- 三 利得ハ勤勉ノ結果ナリトハ如何ナル意ゾ。
- 四 勉ムレバ匱シカラズト云フ格言ノ意ハ如何。

第二十二課 中島藤右衛門の事

(本文)爲せば成り、爲さねば成らず、成るわざを成らずと捨つ

る人のはかなさといふ歌あり。世の中の事は勤めて撓まざるときは、大抵成就せざることなり。

中島藤右衛門は常陸國の人なり。そのすめる村山と山との間に挟まり、やせたる地にて、五穀みのらず、唯蒟蒻玉を生ずるのみにて、食料いたりて乏しかりき。藤右衛門ある時思ふやう、蒟蒻玉を精製して世間に賣りひろめなば、村人の利益極めて大ならん。之より心をこめて十年ばかり工夫し、遂に製造の法を發明し、多くのもどをなげうちて、其事を勤めしかば、村人みな之に習ひて、後には一郡の産出高、年々三十萬圓の多きにのほり、全村富み榮えたりといふ。

本課の大意

本課に於て勤勉富を得たる實例を示す、藤右衛門が勤勉

は其家を富ましゝのみならず遂に一村一郡の富を成せり。以て勤勉の效果の大なるを知るべし。

説話要領

中島藤右衛門は常陸國久慈郡諸澤村の人なり。性豪邁にして事に當りて撓まず。又慈愛の心厚くして最も救恤に力を盡せり。此地山岳四周して田に良地なく、僅に粟麥を得るに過ぎず。年に風雨の災あるときは、全郷忽ち飢饉に陥るを常とす。藤右衛門謂らく此地耕耘以て生を立つるの地にあらず。宜く一物産を起して全郷の利益を計るべきなりと。當時此地に適する物産は、蒟蒻を以て最とす。然れども栽培の量多くて販賣の道狭く、故を以て價格低し。之を救はんには販路を擴めざるべからず。然れども此塊根粗大なるを以て之を製するに非ざれば、遠く運送する能はず。

是より日夜心を碎き、頻に其工夫をなすこと多年なり。一日藤右衛門田圃を耕すとき、適々白きものを見たり。執りて之を視れば、是れ蒟蒻塊根の畝に觸れて切れたるもの日光に晒され、自然と乾燥して變化したるものなり。藤右衛門茲に於て悟り、急ぎ家に歸り、從來貯へし所の塊根を取り出し、薄く切りて日に干し、その乾縮するを待ち、細く切り、尚ほ之を磨りて粉となし、試に食料に製するに、其味通常のものに過ぎ、頗る美なり。藤右衛門年來の宿望此に始めて達せしを悦び、手の舞ひ足の蹈むを知らざる程なりき。

此に於て資財を擲ち、水車を用ゐて盛に製造し、販路を奥羽諸邦に試みしに、其物品の新奇なるを以て、初の程は需要者も多からず。更て藤右衛門は大に損害を被れり。然れども少くも屈する心なく、更に資力を盡して販路を擴めしを以て、漸く世人の信用を得て、遂に

は到る所、需要を見るに至り、全郷産出の額一年三十萬圓に上れりとぞ。

教授上の注意

藤右衛門が微力を以て遂に一郡の富を開くに至りしは、其勤勉固より尋常にあらず。實に十餘年の苦辛に成れり。本課を説明するに際し、勤勉は永續せざれば其功なき所以を悟らしむべし。

格言の解

なせばなりなさればならずあるわざをならずと捨つる人のけかなさ。

平田篤胤の歌なり。歌意明了なり。

設問

一 藤右衛門ハ如何ナル性質ノ人ナリシカ。

二 藤右衛門ノ住ミシ地ハ如何ナル處ナリシカ。

三 藤右衛門ハ何故ニ蒞^レテ作ラント思ヒオコシ、カ。

四 藤右衛門ノ村ノ富郷トナリシハ何ニヨルカ。

五 爲せば成り爲さねば成らず成る業を成らずと捨つる人のけかなさトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十三課 節儉

(本文)家を保つ道は勤と儉との二ツなり。勤めて財を得ども、これを使ふに法なくば、家富むこと能はず。あるに任せて、みだりに費し、衣食にれどるは、遂に家をほろぼすものとぬなり。人の一生には思ひかけなき難儀に出合ふことあるものなれば、常に無用の費をはぶき、相應の貯蓄^{たくはく}をなく、不時のもと

めに備ふべし。

本課の大意

勤勉して財を得るも、之を使ふに法なくば、家を保ちがたし、故に本課は進んで儉約を訓ふ。

說話要領

財貨あるに任せて之を費せば、自ら奢侈に流る、奢侈にして其家を保つとを得べけんや。無用の費を省きて相應なる貯蓄を爲さんと、家を保つに於て最も必要な事なり。若し火災病氣等ならずとも冠婚葬祭の大禮に會ひて、平生の貯蓄なきときは、如何にともない難かるべし。かのみならず、わが身に不足なくとも、天下衣食に足らざるもの多し。然るをわが身一人奢侈を恣にして他人を顧みざるは、人情なきものゝ所爲なり。貯蓄して貧困の人に施さば、其樂如

何ぞや。わが用を節するは、博く人を愛する所以なり。

教授上の注意

第三卷第二十三課及第三十課等を参照し、生徒をして其話を想起せしめ、殊に第三十課の格言を復誦せしむべし。

節儉ト吝嗇トハ混シ易キモノナレバ、教授上殊ニ注意ヲ要ス。

設問

- 一 節儉トハ如何ナルコトナルカ。
- 二 飲食衣服ヲ質素ニスル外、儉約スベキモノアリヤ。
- 三 貯蓄ハ如何ナル利益アルカ。
- 四 金銀ヲ浪費シテ一時ノ快ヲ貪ルト貯蓄シテ貧窮ノ人ヲ惠ムト何レカ快キヤ。
- 五 汝等ガ常ニ貯蓄ヲ行ハシニハ如何スベキカ。

第二十四課 綾部道弘の儉約

(本文)衣服は寒熱をふせぎ、飲食は饑渴をすくひ、住居は風雨をしのぐを以て足るものなれば、おのゝ其身分を守りて、みだりにおごるべからず。すべて奢は家を亡す基なりと知るべし。

綾部道弘は儉約なる人なり。或時その子に美しい着物をおくりし人ありしに、道弘は之を着ることをゆるさず、子供等に訓へていそくこの衣服は汝等にかせよとて、人の贈りしものなれども、かくる美しい衣服を着習ふときは、次第に奢に流れて、何事にも儉約し難きにいたらん。それゆゑに着ることをゆるさぬなりと、いひたりとぞ。

儉より奢に入るは易く、奢より儉に入るは難し。

本課の大意

奢侈は慣習によりて次第に増長するものなり。故に平生奢侈の慣習に近つかざると、最も大切なり。本課道弘が其子を誠めし事實を舉げて、道弘の注意亦實に此に在りしとを知らしむ。

説話要領

綾部道弘は豊後の人なり。父を道一といふ。天性剛直にして幼き時より叔父の家に居たりしが、其家人道弘の稚弱なるを侮りて、無禮のあしひをいけるに、道弘夜深く潜に逃れ出で、曠野を一里餘も走りて家に歸れり。父母大に驚き竊に其膽氣あるを愛せり。時に年八歳なり。

既にいて母を喪ひ、日夜號泣すると甚し。蓋し孝心深きに出づるなり。其家もと貧しきを以て、幼より刻苦勵精少しにても得るあれば之を節し家計を助けたり。

成長するに及んで偏に節儉を尚ひ華飾を喜ばず。適々人ありて其子に彩服を贈るものありかども、服することを許さずしていふ、先君亡父の事貧素にして世を終れり。吾常に孝養の意に任せざるを恨とす。今や幸に俸資を享けて兒女を養ふは君の惠なり。凡そ人情奢に入るは易く、儉を守るは難し。子兒女を愛せざるにはあらず。奢侈に流れしめんことをおもふのみといへり。

教授上の注意

一、是等の事實は兒女が美服を好むの心を矯むるに最も適切のものなれば、道弘の意を敷衍して本課の効を完からしむべし。

二、「私欲を耐へて能く儉約を行へ」餘財なければ不慮の變に應じ難し等を参照すべし。

格言の解

儉より奢に入るは易く奢より儉に入るは難し。

糲飯菜蔬を食するもの梁肉の美に親むは易く、之に反して美食になるくもの粗食に逢ふときは苦みにたへず、衣服居住また然り、格言の意ここにあり。

設問

- 一 道弘ハ如何ナル人ナリシカ。
- 二 人ノ其子ニ彩服ヲ贈リタルヲ着用セシメザリシハ何故ナルカ。
- 三 平生奢侈ニ慣ル、モノ貧困ノ身トナリタランニハ如何。

四 儉より奢に入るは易く、奢より儉に入る難しトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十五課 克己

(本文)己に克つといふことあり、己に克つとは私慾のために、心ひかるゝことなく、よくこれをおさへ一づむるをいふ。すべて業をなすに第一の難儀は、わが私慾の妨なり。古より名高き人にて、私慾のために事をやぶり一例甚だおほし。よく私慾をれさへはつる人こそ、つひに事をなすとぐるものなれ。

本課の大意

耳目鼻口の慾を制して奢侈に近づかざるは、大に忍耐力

を要する所以にして、これ即ち克己なり。本課は忍耐の課として、主に克己の守るべきを訓ふ。

説話要領

人の一生を誤るもの、多くは私慾にあり。而して私慾を制するは人間至難のことなりとす。故に古より英雄豪傑ともいはるゝ人にて、其終りをよくせざるもの、皆私慾に惑はされたるものならざるはなし。豈恐るべきの至りならずや。これ畢竟するに足ることを知らざると深思熟考の至らざるとあるなり。よく、我身を省み過分のことを望まず、前後の利害をよく一考へて事をなしたらんには、何とて私慾の入り来る餘地のあるべき。たとひ一時慾念の生ずることあるも、靜かに考慮をめぐらすときは、慾念自ら去るものなり。大事を成し大業を遂げたる人は、皆この私慾に打勝ちたる結果

なり。

教授上の注意

尋常第二二年級第三年級第二十四課参照。克己のこと容易に兒童に入り難し。例を卑近に取り、たとへば爰に一人の兒童あり、或人より年玉とて貰ひたる十錢の銀貨を持てり、一日他の兒童の面白き翫具を持てるを見て、己れも頻りに得んことを欲したり。が、しばらく考へいやまて翫具は一時の戯れにて、我身を益するものにあらず、此金を貯へ置きて他日面白く且つ身の爲ともなるべき書籍にても購はんことをよけれど、遂に翫具を買はざりといふ杯の小話を以て漸くに啓發し得べきか、こは教授者の運用如何に存するものなり。

設問

一 忍耐ノ要ハ如何。

二 私慾ヲ忍バザルハ後如何ナル悔アルカ。

三 私慾ヲオサヘズシテ事ヲ破リタル人ヲ知ルカ。

第二十六課 原田左馬之助

(本文)原田左馬之助は、伊達政宗のけらいにて、勇武のほまれありし人なり。その頃政宗の召抱へし武士に、後藤孫兵衛といふものあり、ある時途にて左馬之助にゆき逢ひ、あいさつせしに左馬之助は氣付かずして行きすぎたり。孫兵衛これより左馬之助をにくみ、無禮の振舞多かりしが、左馬之助はすこしもとがめず、あつくもてなしたり。孫兵衛いよく腹立ちて、かくるへつらひ武士のあるは、伊達家の恥

辱なり。斬つてすつべゝとて、左馬之助の家にゆきあいさつをもせず、爐^{いろ}にかけありし茶釜をとりて投げつけ、すぐ刀を引きぬかんとせり。左馬之助其腕をれさへて、今われら二人、さうちがへて死なば、伊達家武功の士、一人もなきに至らん。かくる私慾のために主家を忘るゝ汝とも思はざりしに、といひいかば、孫兵衛はじめて左馬之助の度量に感じ、これより二人力を合せて伊達家のためをはかれりとぞ。
和げば仇なく忍べば辱なり。

本課の大意

本課に於ては、摯實にして思慮淺き人、沈重にして思慮深き人に屈服せし事實を挙げ、以て前課の意を明にす。

説話要領

中納言伊達政宗卿の家に原田左馬之助とて武勇雙ぶものなき士大將ありき。其頃政宗卿後藤孫兵衛といふ剛のものをかくへたり。或る日孫兵衛途にて左馬之助に逢ひ禮をなしく、左馬之助覺らずして行き過ぎしを、孫兵衛大に憤りて、其後は左馬之助に逢ふ毎に無禮のことの多かりしかども、左馬之助は少しも尤めず打過ぎたり。

政宗卿之を聞きて、孫兵衛の舉動を非とし、暇取らせんとて左馬之助を召し之を告げれば、左馬之助諫めていへるやう、某は不肖なれども今士大將の任なれば、某が髭の塵を拂はんと謀るもの多し、いかで孫兵衛の如き剛直のものあるべき。抑も勝れたる武功は剛直の士にあらざれば成し難し、其罪を問はず、召使はるゝやうあらまほしとて、其後益々孫兵衛を善く遇ふたり。

孫兵衛は左馬之助の善く遇するを見てかゝる諂ひものゝあるは、伊達家の耻なり。斬り捨てんものぞと思ひ詰めて、左馬之助の家に往き、對面を請ひゝに、左馬之助は何心なく出迎へて之を爐邊に延けり。孫兵衛一禮にも及ばず、汝先日、無禮を記臆せば覺悟せよと、爐上の湯釜を取りて之を投げ、將に短刀を抜かんとするを、左馬之助其手を執りて押へ、聲を勵まゝ、今我等二人貫きあひて死したらば伊達家にて武功の勇士は誰かある。斯る些細の怒を忍びかぬる汝とは思はざりゝにといひければ、孫兵衛始めて汝の言實に尤なり。汝實にわれに勝れり。今まで無禮せゝはわが過なりとて、其後は兄弟の如く交れりとぞ。

教授上の注意

一、生徒には最も感じ易く且つ適切な事實なれば、右事實に就き

仔細に説き聞かすべし。先づ左馬之助と孫兵衛との人柄を充分に會得せしめざるべからず。政宗の孫兵衛に暇やらんとせしを諫めたるに、孫兵衛の無禮を振舞ひ時我も汝も主家の爲に盡すべき身なり。私の怨に自ら傷ふべからず云々といひゝ一段とは、左馬之助が宏量の所、左馬之助に説かれて飄然心を改めたる孫兵衛も亦潔士たるに妨なし。右兩々並び稱へて其の徳を收めゝむるを要す。

二、「堪忍は無事長久の基」人交るには恕を以てすべし等々を参照すべし。

格言の解

和げば仇ふく忍べば辱なし。

本課の格言は初學訓に記載せるものなり。

設問

- 一 孫兵衛ハ何故ニ左馬之助ヲ怒リシカ。
- 二 左馬之助ハ孫兵衛ヲ如何ニ思ヒシカ。
- 三 孫兵衛ニ如何ナル振舞アリシカ。
- 四 如何ナル次第ニテ二人ノ交厚クナリシカ。
- 五 和げば仇なく、忍べば辱なりトハ如何ナル意ナリヤ。

第二十七課 報恩

〔本文〕恩を受けては必ずこれに報ゆべし。いかに小さき恩恵なりとも、必ずこれに報ゆる心なかるべからず。まして大なる恩恵をや。わが大日本國民たるものは、まづ天皇の洪恩をおもふべし。皇祖皇宗の國を創めたまひより、世々臣民を撫育したまひ。洪恩は、しばらくも忘るべからず。次には父

母の恩なり。生みの恩と養ひの恩と、いかに孝養をつくらば、もむくいがかかるべし。次には師の恩なり。父母に代りてわが身ををしへ、われに生活の道を知らしめたるものなり。子の恩父母にひとし。

本課の大意

百行の中報恩の徳最も大なり。忠孝の道も歸する處は報恩なり。本課の訓辭まづ人の三大恩を説く。

説話要領

如何なる小恩恵なりとも之に報ゆる心なかるべからず。況んや大恩恵をや。皇恩、父母の恩、師の恩、これ人生の三大恩なり。肝銘して忘るべからず。本卷第一課第三卷參照を要す。

教授上の注意

一、尋常第一年第二年第三十課第三年二十七、二十八兩課皆報恩を訓へたるものなり。本課を授くるに方りて参照を要す、孝行に關する諸課亦然り。

二、主人に對する恩をも併せて説くべし。

設問

- 一 我等ノ最モ深キ恩ハ何ナルカ。
- 二 父母ノ恩ニ報ユルニハ如何スベキカ。
- 三 何故ニ師ノ恩ヲ重シトスルカ。
- 四 恩ヲ受ケテ忘ル、モノヲ何ト思フカ。

第二十八、九課 元助恩を忘れず

（第二十八課本文赤穂義士四十七人の一人、片岡源五右衛門

の僕に元助といふものあり。幼き時より片岡氏に事へて、篤實勤勉のものなり。が源五右衛門江戸に來りて、貧しく暮し、時も元助のみは、なほ從ひて、まめくし事へたり。其後源五右衛門同志のもの四十六人と、主君の仇を報いんとて、なげなく元助に暇をどらせんとせしに、元助は主人の貧しきを知りながら、去るに忍びずとて、きかず。なほ強いて去らせんとせしに、自殺せんけしき見えしかば、源五右衛門、今はやむことを得ずとて、まことのことを、話し聞かせたり。

（第二十九課本文）元助これを聞きて、かつは喜びかつは悲み、涙ながらに片岡の家を出でゆきたり。其後四十七士の人々、志を果してかへりくる道に、元助はいでむかひて、蜜柑一箱

をすくめ、なほ人々のあとに従ひて、泉岳寺まで見送り、が
四十七人の切腹せし後は、いかになり、か定かならず、同じ
く片岡のあとをおひて自殺せしなれど、其頃の人々、いひ
あへりとぞ。義士の家に義僕をいだす、まことに世の美談と
いふべし。

本課の大意

赤穂義士の事人口に膾炙す其義士の僕亦其主人に奉ず
ると甚だ篤く、死を以て僕事せんと請ふ。その情餘ありこ
いふべし。ここに掲げて報恩の訓誡をふす。

説話要領

赤穂の士片岡源五右衛門高房の家僕に元助といへるものあり、幼
き時より高房の家に養はる人となり篤實勤勉にして事を執るこ

と甚だつくしめり。高房赤穂を去るの日、奴婢に悉く暇を賜ふ。元助
獨り留りて去らず。高房に従ひて江戸に來り、朝夕薪水の勞を執り、
出入事を承け、少くも違はず、其心を盡すこと昔日に勝れり。

高房會々同僚と共に仇を報ゆるの日に迫り、かば、一日元助を召
していへるやう、汝吾が困厄の久しきに能くも勤めたり、抑も吾の
仕官を求めんとして江戸に來り、より既に二年に及べり。今や資
財殆ど盡き困苦將に身に至らんとす。熟々當今の狀態を觀るに諸
侯士を聘せず、列國客を招かざれば、仕官の道も絶えたり。且薦擧の
人もあらざれば、四方に遊歴して身を相識のものに寄せ、各地に傳
食し、以て生涯を終らんとす。汝は今より去りて將來生計の營みを
なせ、只だ憾むらくは是までの勤仕の勞に報ゆることなきを、懇
に諭しけるに、元助曰く主君今日改めて此言あるは、即吾が不幸な

り。今君を棄てて他に仕へんこと吾誓ひてなさん。君他へ往き給ふ
とならば、僕はいかなる方へも従ひまねらん。如何なる辛酸も敢て
辭せざる所なりと。

高房曰く汝の志われ聊も疑ふにはあらず。われ今四方に餬口し、わ
が身すら容れられざるを、汝とともに。人の食客たらんこと思ひも
よらず。汝忍びてわが言に従ふべし。これ主の爲を思ふにあらずや
と。元助曰く卑賤の僕衣食素より足り易し、自ら衣食を求めて決
て君の累をなさじ。僕と共に起居せんことのあしからば、たとひ居
を異にすとも、君と相離れんことおもひもよらずとて、動く心もあ
らざりければ、高房爲す處を知らず、乃ち陽り怒りて曰く汝われに
事ふること久しかりし故に、其志を空しくせざらんが爲に好辭を
なして暇をやりしなり。汝尙は悟らず。今は其實を告ぐるの外なし。

抑も去年赤穂を去るの後、汝が平生の所爲一としてわが意に協
はず。是によりて暇をやる事なれば速に去るべしといひたり。

元助泣然として涕を流して曰く、僕幼より君に仕へて已に十有餘
歳、未だ曾て一日も君の忿に遇はず。今斯の如し。僕世に在ることを
欲せず。己が命今日に限れりと。趨り行きたり。高房潜に尾いて行き
見るに、將に自殺せんとせしかば、急に之をとめて、刃を奪ひ叱いて
いふ、奴みづから紛擾を生ず、何ぞ不忠なるやと。元助答て曰く、願く
は君の恵によりて己をして死せしめよ。僕固より君の爲に世に在
り、誰が爲めにか生を貪らんと。

高房乃ち隣人を雇ひ、元助を守らしめて、自ら往きて同僚數輩を伴
ひ來り、顛末を語り、之が處分を問ふ。坐客皆彼か志を感じあはれみ
て曰く、仇を撃つのを告ぐとも萬過なかるべしと。是に於て高房

元助を呼びて曰く、事甚だ秘密なりと雖も、汝が志にめて止むとなく知らずるなり。前者は辭を他事に託せしなり、恨むるをなかれとて、復讐の事を告げしらせければ、元助喜ひ泣て曰く、斯る密事を吾輩賤者に知らせたまふ。思ふに死に尊卑の別あることなり。仰ぎ願くは死をともにせんと、高房いへるやう大石君、我曹に堅く戒められて一身の外奴僕を従ふことを許さず。豈汝一人の故を以て衆人の契約に背くべけんやといへるに、元助理に伏して曰く、素と僕が従ひまゐらせんと希ふは寸忠を盡さんと思ふのみ。君の爲にあらんことを敢てなすべきにあらず。今より本望を遂げたまはん夜を一刻千秋のこゝちにて待ち候はんとて去りぬ。

既に復讐の事はてゝ義士等泉岳寺へ引き揚げの途中、元助何處よりか來りけん、拂曉高房が出るを待ち、一箱の蜜柑を捧げ持ち

て、諸君定めて昨夜の働きに渴いたまはん。いざまゐらせんとて、かの蜜柑を各自に與へ、泉岳寺まで隨ひ行き涕泣して別れ去りぬ。高房死を賜ふまでの間、某侯の邸にありし時、元助が事を常にものかたりて落涙しければ、某侯にも、其忠節義氣を深く感じ、物色して普く尋ね求めしかども、終にうの行く所を知らず、蓋し竊に殉死せしならんと云ふ。

教授上の注意

赤穂義士の事は兒童の最も聞くを欲するものなるべし。然れども世間往々妄誕の事あれば、之を授くる際に十分の注意を加へざるべからず。

復讐の擧たるや、うの行惡しきもうの心嘉すべきものなれば、説く者注意を加ふべし。

設問

- 一 元助ガ片岡ノ傍ヲ離ル、ヲ欲セザリシハ何故ナルカ。
- 二 片岡ノ之ヲ去ラントセシハ何故ナルカ。
- 三 片岡ガ暇ヲ元助ニヤリシトキ、元助ハ何トイヒテ之ヲ拒ミタルカ。
- 四 何故ニ元助ハカク片岡ニ奉事セシカ。
- 五 元助ヲシテ赤穂ノ武士ナラシメバ如何ナルコトヲナシタリシト思フカ。

例話

長松の事實

伊勢國鈴鹿郡川崎村に江戸屋半兵衛とて相應の百姓ありしが、半兵衛は養子にして、其妻は家の娘なり、やがて一人の男子を生みて

名を橋彌と云ふ。橋彌三歳の時、八歳なりける長松と云ふ丁稚を雇ひ、橋彌の守りを命じたり。其後橋彌の母は久しく病の床に臥し、三年許りを経て終にはなくなりしのみならず、種々不幸打ちつゞき、次第に借財も出来て困窮になりたるゆゑ、家内の諸道具は云ふに及ばず、田畑までも賣りはらひしが、猶借財を濟し得ずして、さんぐになりゆきしかば、半兵衛も亦遂に貧苦の病に罹りてうせ、残りものは長松と橋彌とばかりなるに至れり。

此長松は元來心さまかひなく、き者なりしが、此江戸屋に奉公に來りて、三年ばかりは給金も貰ひたれど、其後は不如意にて給金も出でざるに由り、暇を取りて歸れど、勸むるものもありしかど、更に歸らず、其故は此家次第に困窮に赴き、殊に橋彌の父母共に此世を去りし後、幼兒を見捨てて去るは恩に報ゆる道にあらざるを以て

なり。うれより橋彌をもりたて、江戸屋の家を再び起さんとの志を立て親里より送籍狀一札を貰ひ、是より川崎村の人別に入りたり。長松は同國員辨郡五反田村の百姓長七と云ふものゝ子にて、時に歳十四なりき。

爾來心に誓ひて節義の爲に身を顧みず、愈々志を勵まして橋彌を守り育てたり。然るに村方へ厄介をかけ置たる江戸屋の事なれば、其家を起すこと出來がたきにより、かねて村方の頼母子講に掛け込み置たる金子の圖に當りたるを、詫代として村方へ差出し、家名相續の儀を願ひ、村役人を始め一同其志を悦び、共々に世話一遣はしたり。

固より家屋敷は賣り拂ひたれば身を置く處はあらざれども、主人の未だ死せざる以前、屋敷の隅に形ばかりの小屋をこゝらへ置き、

たれば、こゝに引き移り、人の田地を預りて、橋彌を守りながら之を耕し、夜は夜業に時の移るをも知らず。只管橋彌の手足の伸ぶるを樂みに年月を送る内、早くも橋彌十歳に成りたり。

さて長松の親里には、橋彌と同年の弟あれば、是をも川崎村へ呼びよせ、橋彌と共に一年あまり手習させけるが、其後人を頼みて松坂に遣り、それより江戸へ奉公に遣はしたり。是れ全く實の弟を手許にて育てなば、自然主人の子を疎畧にする心の起らんかと、百里の外へ遣はし、なり。橋彌は兄と呼べども、己が身は主従の心得を失はず、實に君子も及ばぬ志なり。此誠のとききて、橋彌十八歳の時、元の屋敷地を買ひ戻し、新に四間に七間の家を建て、且馬を買ひ、又小者一人を召使ひ、田地一町四反を作り、家名再興の念願を成就したりける。此こと領主石川家に聞えて、天保八丁酉の年、褒美として長

松に米百石を賜はり、其後も亦數々賞賜ありしが、終に其忠節を表し、終身五人扶持を與へられたり。時に長松年三十五六にして別に一家を設け始めて妻を娶り子孫今に至るまで大に繁昌せりとぞ。

要項

- 一 長松幼少ニシテ能ク恩ニ感シ橋彌ヲ守リ育テタル事。
- 二 橋彌十八年ノ時家名再興ノ念願ヲ成就セシ事。
- 三 長松領主ヨリ終身五人扶持ヲ下賜セラレシコト。

第三十課 公益

(本文)家業をはげみて一家の計を立つる間にも、公益といふことをわするべからず。家業をつとむるに唯一身一家を利せんとのみおもふべからず。ひろく世人のため國家のため

に利益をまさんことを心がくべし。

荒れたる土地を開き、やぶれたる道路をつくろひ、堤防を築き、水流を便にする等、其他有益の器具器械を發明するが如きは、みな公益の大なるものなれば、これらのためには其財と力とををいむこと勿れ。

本課の大意

わが家を富すのみにて、公益の心掛ふときは、これ吝嗇なり。苟も我國民たるもの、世のため國のために公益を計る心掛を以て、職業に従事せざるべからず。本課之を教ふ。

説話要領

一身一家の利益をのみ希ひて、公利を思はざるときは、非理非道の事を爲しても、其家を富さんとするにいたるべし。苟も公衆の利益

となる事ならんには、わが身に多少の不便ありとも忍びてなすべし。荒原を開墾し、水利を通じ、橋梁の破れたるを繕ひ、道路の損じたるを脩め、惡疫ある時は豫防に盡力し、其他有益なる器械を發明する等、皆公益の大なるものなれば、これらの爲には、其財と力とををいむべからず。如何に富貴の人なりとも、公益をなさん心掛なきものは、守錢奴といひて人の賤しむどころなり。

教授上の注意

- 一、第三年級第三十課訓辭を復演し、又名取彦兵衛の事及び中島藤右衛門の事實を参照して、公益に種々あるを説くべし。
- 二、諺に「人は一代名は末代」虎は死して皮を留め人は死して名を留むとあり併せ授くるを要す。

説問

- 一 公益トハ如何ナルコトイフカ。
- 二 家業ヲ勉ムルモ公益ノ一ナリトハ如何。
- 三 己ノ身ヲ立テ富貴ナランコトヲ願フハ畢竟何ノ爲ナルカ。

第三十一課 高橋傳五右衛門の事

(本文)高橋傳五右衛門は、信濃國佐久郡山部村の百姓なり。性質篤實なる人にて、衣服飲食は召使と同じきを用ゐ、勉めて儉約を守り、年々少くづくの米を貯へて、凶年の備とせり。この村はじめは、人家も至りて少かりしが、他國よりさまよひ來る者ありし時は、傳五右衛門よく其人となりをいらべたる上にて、家財農具をもかゝあたへ、領主につけて村人となし、かば、後には他國の人にて、この村に永住せしもの百

四十餘戸の多きに至れりといふ。

其後天明三年と六年との大饑饉には、かねて貯へおける米を出して施すかば、村人はいふに及ばず隣村の人までも餓死を免れたるもの多かりきとぞ。

儉にして能く施すは仁なり。

本課の大意

傳五右衛門、縁邊なき人に衣食を給して、恒産ある民とならしめ、遂に寒村を變じて富郷となせり。其行公益にして博愛を兼ねたるもの、前課訓辭を承けて、後課博愛に接すべし。

説話要領

高橋傳五右衛門は信濃國佐久郡山部村の百姓なり。先祖より世々

姥か懷といふ所の新田を支配せり。其家を繼げる初に當り、田畠の高を二にわかし、弟に三十石あまりをあたへて別居せしめけるが、傳五右衛門は極めて篤實なるものにて、時のならはしに移らず。よろづ先祖の掟を守りて、いさくかも改めず。よく身の程を辨へて奢る事なく、衣食もめ一つかふものと同じさまになし、家富めるにもあらねど、年毎のなりはひをば、凶年のたすけにたくはへ置き、秋のみをりを見ざれば、いさくかにてても用ゐる事なし。

殊に山部村は民家も少く極めて貧しかりしが、他國の民の家産を失ひ妻子を率ゐてさまよひ來れるを、一二年づゝ其家に養ひおきて、人となりを試み、本國よりの送り文をとりて、家財農具までもあたへ、領主に告げて其村の籍に加へしもの數多し。

天明三年及び六年（今を距る）凡そ百年餘の饑饉に、豫て貯へおける

穀物を出して賑はし、常の年も其村はいふに及ばず隣村までも傳五右衛門が情を被りしもの多かりき。おかのみならず年毎に十俵の粃を出して村長の許に貯へ置き、不作の時に逢へば之を用ゐて貧民を救ふ料となしぬ。

且他處より新に移住せしものと舊居のものと心隔つるさまに見えければ、傳五右衛門心を盡して、其の交をして自ら睦くせしめたり。傳五右衛門後には其田畠を増し、終に百五十石あまりの高持となりしも、益其身をつまやかにして、猶も人を救ふを以て樂みとなせり。其奇特の行領主に聞えければ、殊に褒美して苗字を名のり、刀を帶ぶる事をゆるされたり。

教授上の注意

徒に金錢を惠むは、やくもすれば人の怠惰をたすくる如き結果を

生ず。故に人を惠むは、先づ其人をして生活の道を得しむるを第一とす。傳五右衛門の行爲此意を明にせり。授くるもの、此點に着目するを要す。

格言の解

儉にして能く施すは仁なり。

此格言は畜德錄に載する處の語なり。

教育勅語中恭儉己を持ち、博愛衆に及ぼす。

又韓愈の原道に、博く愛する之を仁といふ、皆意義相近し。

設問

- 一 傳五右衛門ハ如何ナル土地ノ人ナリシカ。
- 二 傳五右衛門ハ如何ナル方法ヲ以テ人ヲ惠ミシカ。
- 三 傳五右衛門ガ若キ時ト老イタル時トニテ其村ノ有様如何

ナル差異アリシカ。

四 汝等此話ヲ聞テ如何ニ感ズルカ。

五 儉にして能く施すは仁なりトハ如何ナル意ナリヤ。

例話

清兵衛の事實

常陸國那珂郡上小瀬村と云ふ處に清兵衛といふ農民あり。此小瀬村は元と甚しき瘠地に於て住居するものは僅に三四戸に過ぎざりしが、それも追々に貧究に陥り、遂に他所に往きて人の雇となりしかども、清兵衛は更に屈せず、妻子を率ゐて耕作に力を盡し、其間には紙を漉きて活計となり、晝夜勉めて怠ることなかりし程に、漸く有福になり、遂には彼の先に破産せし二人にも合力して各々家に歸らしめ、耕作の暇には紙漉の事を教へなどして、晝夜となく勵

まゝければ、二人のものも程なく生活の事欠かぬ程になりぬ。

又五六町隔てたる所に七之允と云ふものあり、山深き所に獨り住みければ、猪鹿の爲めに田畑を多くあらされて迷惑なるを、清兵衛は是にも常に心をうへて農業を勤めしめ、都て己れ預らざるまでも注意して荒地をひらき、農事に力を盡したるに、清兵衛が住む近傍の地は昔の荒地に引替へて、悉く肥沃の土となりたり。領主水戸侯之を聞き、寶曆十年三月、叙若干を與へて、其篤志を賞せり。

要項

- 一 小瀬村ノ瘠地ナリシ事。
- 二 清兵衛紙ヲ漉キテ活計ヲタテシ事。
- 三 清兵衛人々ニ農業ヲ勸メタル事。

第三十二課 博愛

(本文)人に恩惠を施すほど樂しきことなり。世には不仕合うちつゞきて、貧しき身となり、衣食にさへ事かくもの多し。これらの不幸なる人々に物を施すは、なさけあるものゝ喜びてなすべき事なり。

わが身ひとり富をかさねて、人の難儀を見ぬふりするは、人情なき人といふべし。ことば、地震、洪水などにて人々多く難澁するときなどには、わが身分に應じて財物をいだし、救助の事に力を盡すべし。

本課の大意

善を爲すこと最も樂し。われ餘財あらば以て貧困なる人

に惠むべし。これ人たる道なり。本課はこの意を述ぶ。

説話要領

己れの冗費を節して、之を貧民に施す、人間の至樂、これより大なるはなし。

貝原益軒の語に曰く、富める人の奢りて一日一事に費せる財を用ひなば、千萬人の饑を助くるにも猶餘あるべし。然れば百人の饑を救ふは、財多く費さずしても救ひ易くして、その益大なり。是を以て大富人ならされども、仁心だにあらば眼前に人の饑え凍えぬるを助くるほどの惠は行ひ易かるべし。況や富貴厚祿の人は多くの人の饑を助くることいと易きことになん侍る、只志のなきを耻ぢて財の足らざるに言をよすべからずと世の貧困なる人、多くはうち續ける不幸に遭遇して、悲酸の境に沈淪せるものなり。これをみて

惻隱の心を起さるは人に非ずといふべし。かの天變地異の如き、往々數萬の人を擧げて、同時に饑饉の域に陥らむ。豈に之を傍觀するに忍びんや。よろしく財力の許すかぎりは救助すべし。慈悲善根の歌とて卑俗の調なれど、意面白く解し易ければ、左に示す。

後世と子孫を思ひあは、

慈悲善根の種をまけ、

種物惜みて蒔かずして、

穀物とりたる例なし、

田畑に五穀をまかずして、

自然に生えたるためになし、

種物一升まくならば、

五升や一斗は實るべし、

さらば少しの施しも、

果報は倍々あることを、

況してや施し多ければ、

福德圓滿かぎりなし、

其の施しをするときに、

くるくとばかり思ふなよ、

借り物返すと思ふべし。

教授上の注意

- 一、 第二年級第三十二課及び本卷第二十四課参照、且近年の震災、水難、其他火災等に義捐せし人々の事など語り聞すべし。
- 二、 家に餘裕を待ちて人を救助せんと欲せば、臍を得て蜀を望むの語に漏れず、到底一生の間救助の期なかるべし。されば束の間も、仁愛の心のうせぬやう注意すべし。
- 三、 本課は廣く説きて、禽獸虫魚及び草木等に迄押し及ぼし、無益の殺生を戒むるを要す。

設問

- 一 不仕合ニテ貧困ニナリタルモノヲ見ルハ、汝等ハ如何スベキヤ。

- 二 金錢ノ外人ヲ惠マントスルハ如何ナル方法アリヤ。
- 三 火災、水難、地震等ニテ人ノ苦ムヲ見バ汝等ハ之ヲ如何セン
ト思フカ。
- 四 己レ獨リ樂ミテ他人ノ難儀ヲ顧ミザル如キハ、ヨキ人ト云
フベキカ。
- 五 禽獸、虫魚等ノ苦ミ難儀ニ逢フヲ見バ、如何ナスベキカ。

例話

那須田又七の事實

那須田又七は遠江舞坂驛の人なり。世々農業を營む。幼より穎悟滑稽を好まず。甫て八九歳書計を學ぶ。日に水に浴し、神に祈り、其業の進まんとを求む。稍長するに及びて晝は農畝に働き、夜は藝業を習ひ、少しも怠らず。二親に事へて、孝養備に至る。家貧なれども、菽水歡

を盡す。年十六、驛の書役となる。其後四年に於て年寄に進み、遂に名主兼問屋と爲る。驛に窮氓多し。風俗懶惰。驛務に供する能はず。又七爲に浪費を省き、會計を謹み、驛務を整理し、傍ら驛人を勧誘して儉を守り、業を勤む。驛海に臨み、海苔を産す。土人初め之を知らず。信州の賈人某海苔を販て業と爲す。偶々又七の家に宿し、曰く此地海苔を生ず。之を採れば大利を獲んと。又七乃ちついて採造の方を講究し、土人に教へて之を製し、以て四方に輸す。閭鄉其利を被れり。凡て事至誠を以て之を處し、苟もせず。惡少年閭里の患を爲すものあれば、又七特に之を召し、告諭反覆皆感悟して漸く服し、終に善人と爲る。之を久うして驛中舊弊漸く一變し、家々給し人々足るに至れり。文政七年官賞するに白銀五錠を以てす。九年又家世々氏を稱するを許す。且舞坂驛長を以て駿遠參十六驛取締役を命じたり。又七い

よく奮つて公事に盡し道路橋梁を修復し凶荒を救済する等舉げて數ふべからず人皆之の篤行を稱せざるはなかりき天保十四年帶刀を許さる。又七かく上下の稱揚する所と爲るも人となり謙虚にして公事に非ざれば双刀を佩はず常に之を袱に包み以て携ふ。故に人呼て袱刀爺と云ふ。嘉永三年七月十日疾を以て死す。年六十六其病で幕に在るや未だ曾て一日も簿書を廢せず病革なるに及ぶも尙ほ懇に人に告ぐるに驛務の要を以てす驛中養泉寺に葬る。驛人又七の徳義に感じ相議し碑を建て不朽に傳ふと云ふ。

要項

- 一 又七幼少ノ時ノ有様
- 二 又七海苔ノ製法ヲ村民ニ教ヘシ事
- 三 公事ヲ重ンゼシ事

第三十三課 和氣法均のはなし

(本文法均は和氣清賢の姉にて志厚かりし人なり或年饑饉なる上に惡病流行して人々難儀せしかば子供を育てかねて棄兒するもの多かりしを法均ふびんの事に思ひて人を四方に出して棄兒を拾はせ一々乳母を添へて養ひ上げしもの八十三人の多きにいたれりといふ。

本課の大意

父母の子に對して恩愛ほど切なるものなし然るを路傍に棄てゝ顧みざるものは實にやむを得ざればかり之を拾ひ上げ養育するに至りては其慈悲最も大なりといふべし。本課即ち之を叙せり。

説話要領

和氣廣蟲は備前藤野郡の人なり(從五位下葛井戸主に嫁す)貞正柔順にして能く節操を守るを以て、孝謙帝のために深く寵愛せられて、正六位下に叙せらる。帝の落髪し給ふに及び、廣蟲も亦落髪して法弟子となり、名を法均と改め、進守太夫といへる尼の位を授けらる。

藤原仲實の謀反して誅に伏するに及び、其連累に坐して將に斬罪に處せられんとするもの數百人ありしを、法均帝を諫めて其死を宥して流刑となせり。また嘗て戰亂の後年、荐に饑え、且疫疾の流行ありしに由り、民間往々其子を生育する能はざるが爲外に棄るに至る法均聞きて之を憫み、人を四方に發し、見當るものは悉く収めて之を養はしめ、凡そ八十三兒を得、皆養子と稱したり。

弟清實が逆賊道鏡を彈劾して流竄に遭ふや、法均も亦備後に流さる、その後光仁帝の寶祚を踐ませ給ふに及び、弟清實と共にまた召還されたり。帝或る時法均の事を嘆賞して仰せらるゝや、朕が左右に在るものは常に人を毀譽する事多し、然れども獨り法均のみは人の短所を言はずと。法均平生友愛の情厚く、姉弟の間に財物を分たず、又曾て一たびも争ひしことなし。

教授上の注意

世人往々絶大の不運に際會して、己れの愛兒を養育すること能はず、遂に人倫の大道に背き、棄兒を爲すものあり。已むを得ざるに出でたりとはいへ、非道の甚しきものなれば、極めて其心得違なることを戒めざるべからず。

本邦現今、養育院等の設立ありて、世の棄兒孤兒等の憐むべきもの

を、養育する所あり。序にはな―聞すべし。

設問

- 一 棄兒ヲナストハ如何ナル事ヲイフカ。
- 二 廣蟲ガ行爲ノ賞スベキモノヲ舉ゲヨ。
- 三 汝等此話ヲ聞キ如何ニ感シタルカ。
- 四 誰カ廣蟲ノ弟ノ名ヲ何ト云ヘシカヲ知ルカ且ツ事實ヲ咄シ得ルカ。

例話

細川忠興の博愛

人事百般の中、快樂の最も大なるものは、廣く仁慈を施すよりまさるものなかるべし。細川忠興は、藤孝の長子にして、小字與一郎と云ふ。かつて豊前小倉の城主となる。一歳大洪水ありて、封内の民頗る

困弊せり、忠興資力を盡して賑救すれども及ばず、因りて父幽齋より傳ふる所の、煎茶の寶器を出し、家士に告げて曰、こは傳家の重寶なれども、人民の生命には、換へがたし、汝之を携へ京師に上り、金に代へて米穀を買ひ來れと、家士等命を啣みて上京し、之を賣らんとすれども、細川家の重寶なりと聞き、他日禍難の身に及ぶともあらんかと、深く恐れて之を買はんとするものなり。所司代板倉周防守之を聞き歎じて曰、寶器を鬻ぎて人民を救ふは、曠世の美事なりと、暗に京人をすくめて之を買はしめたり。是に於きて家士等大に喜び、大坂に至りて米穀を購ひ、船に積みて小倉へ回送せしかは、人民みな其恩澤に浴し、餓莩野に横るの慘狀をまぬかれたり。此の事は、やくも四方に傳波し、遂に上聞に達しければ、將軍深く其仁厚を嘉賞せられ、加藤氏滅亡の後、其の所領を舉げて、忠利に賜へりとぞ。

要項

- 一 世間、仁慈ヲ施スヲ以テ快樂ノ第一トナス事。
- 二 他人ノ艱難苦痛ハ己ガ身ニ顧ミテ救助スベキ事。
- 三 慈悲フカキモノハ必ズ善報アル事。

第三十四課 獨立心を養ふべし

(本文)何事をなすにも、他人の力をからず、わが一人の力にて
なすべしと思ふべし。他人を頼む心あるものは、獨立の氣
象なく、たがひて、わが志をまけても、其人にこひつらふ
に至る。これ人として最も恥づべき事なり。
天は自ら助くるものを助く。

本課の大意

他人に對しては博愛にして慈善を施すべし。然れども我
が身の困厄に逢ふとも、他人の憐を乞ふべからず。不羈獨
立の精神を維持すべし。これ本課の主眼なり。

說話要領

平生より剛毅獨立の精神を養ひて、人に依頼する心を起すべから
ず。いかも極めて温厚平和なるべし。かの獨立の精神なきものは、常
に卑屈に流れて、我が志をも枉げて人に媚ひ諂ひ、一旦事變に逢へ
ば、周章狼狽して見苦き事多し。これ人たるもの恥づべきこと
なり。

教授上の注意

獨立自治の精神に乏しきは、我國民の通弊なりとす。親は子を、子は
親を柱とも思ひて互に相依るは、固より惡しきにあらず、やぐも

すれば、子は親の財産を待みて遊惰に耽り、親は子のみつぎを受け、未だ老いざるに安逸を計るか如き、是れ皆人道に違背するものにして、進取勤勉の心を滅耗するこれより大なるはなし、其極社會に流浪徒食の輩を出し、國家の蠱毒を醸すに至る憂へざるべからず。この弊を矯めんには、獨立自治の精神を獎勵し、人に依頼するの心を絶たしむるを要す。他人の奴となり、暇のまじく野を開き、田畠を造り、後富有の身となりし人、牛乳を鬻ぎて傍ら修學せし人、擔荷夫より紳商になりし人の事實の如きは、延て以て本課の教授に資すべし。

格言の解

天は自ら助くるものを助く。

此格言は、自助論に出づ。

設問

- 一 獨立ノ精神アル人ハ事ニ當リテ如何。
- 二 倚賴心多キ人ハ事ニ當リテ如何。
- 三 權門富貴ニ媚ブル如キハ、正シキ心ノ人ノナシ得ベキト思フカ。
- 四 我日本人ニシテ外人ニ屈從スルモノアルヲ見バ汝等ハ如何ニ思フカ。
- 五 天は自ら助くるものを助くトハ如何ナル意ナリヤ。

第三十五課 濱田彌兵衛の事

(本文)寛永のころ我國の商船印度にゆかんとて、臺灣海をすぎしに、和蘭人のために其品物を奪はれしことあり。濱田彌

兵衛これを聞きて、これ我國の恥なり、われ必ず報いんとて、手下のものどもを引きつれて臺灣に渡りたり。

かくて或朝彌兵衛等わづかに三人にて和蘭人の城門に押入り、寢所に踏みこみて不意に大將を捕へしかば、大將なきさけひて、一命をゆるしたまへと請へり、彌兵衛これをゆるして、さきに奪ひたる品物を倍してつくなはしめ、船三艘につみて、かへりしかば、和蘭人大におされて、これより再び我國の商船を掠むることなかりきとぞ。

本課の大意

單身紅毛人の巢窟に入りて、甲比丹をして寒膽哀を乞はしめたるものは、濱田彌兵衛なり。事に臨んでこの剛毅なかるべからず。これ本課の設けある所以なり。

説話要領

濱田彌兵衛は長崎の人なり、屢々商船に乗じて、海外諸國を遊歴し、南島諸蠻の語に通じ、頗る其事情を知れり。寛永中長崎の代官末次平藏の商船印度に航し、臺灣海を過ぎて、紅毛人の爲めに却掠せらる。平藏怒りて曰く、是れ獨り吾が恥のみに非ず、亦皇國の耻なり。報せずばある可らずと。之を幕府に請ひしに、幕府之を許せり。平藏乃ち、彌兵衛を引いて報復の事を謀る。彌兵衛慨然として之に應じ、弟小左衛門、子新藏及卒數百と與に装ひて農丁となり、蓑笠を被むり、鍬鏝を持ち、航して臺灣海口に到り、守吏に請ひて曰く、日本の民、台地土廣く人寡く、中に菜蕪多しと聞き、移住して之を開墾せむと欲すと。守吏之を甲比丹に告ぐ。甲比丹信ぜず、哨船を以て之を圍むこと數重、遽に陸に上ることを許さず。人をして來り言はしめて曰く、

汝の来る決して好意に非ず、何ぞ人を従へたるの多きやと。彌兵衛曰く、公何ぞ人を疑ふの甚きや、若し日本をして海外の國を略せむと欲せしめば、當に猛將精兵をして來らしむべし、奚ぞ吾が儕賤夫を使はんやと。守吏舟中を檢するに、僅に數十副の防身刀及び耕耨の具あるのみなり。守吏還りてこの狀を告げしかば、甲比丹意稍く解けたり。乃ち衆に許して陸に登らしむ。彌兵衛等城に入り、甲比丹を見塵を受けて住民たらしむことを請ふ。許されず。本邦に還らんと請へども許されず。留まること數月、之を請ふと屢なれども遂に許す色なし。彌兵衛衆に謂つて曰く、甲比丹我が去留を許さず、其意測るべからず。大丈夫不測の地に入る、當に死中に活を求むべきのみと、衆憤然として、之に死せむと盟ふ。一日、味爽彌兵衛父子兄弟三人城に入る、衆之に従ひて門外に留る、三人身を挺いて鬨を排して

進む。甲比丹猶ほ寢て牀に在り、驚き起きて叱いて曰く、汝等人の閨閣に入る、何ぞ無禮なると。彌兵衛奮進し、之を牀に擒へ、懷より匕首を出し、其喉に擬して曰く、汝死罪あり、尙ほ人の無禮を咎むるは何ぞと。小左衛門新藏は刀を抜いて従者の來り迫るを遮り、目を瞋らして之を叱す。左右披靡して逼らず。甲比丹惶恐して命を乞ふこと甚だ哀し。彌兵衛曰く、汝鬨に掠むる所の貨數を倍して之を還せ。然らば赦さんと。甲比丹曰く、唯だ命是れ従はむと。從兵變を聞き、走り入りて庭に鬨ふ。彌兵衛乃ち左手に曾長の臂を扼し、右手に匕首を執りて俱に起ち、小左衛門新藏其前後を擁いて出づ。一卒動く能はず。甲比丹命を傳へて放礮を停め、卒をして蠻船一隻と日本船二隻とを糺し、貨を積みて之に滿らしむ。彌兵衛入りて之を檢し、乃ち甲比丹を拉き俱に去らむと欲す。甲比丹曰く、島民皆某の指揮を仰ぐ、

某去らば彼等依るところ無からむ、某一兒あり年十二、願くば某に代へて伴ひ去れど、彌兵衛之を許し、乃ち其子等數人を質として還り報ず。代官之を幕府に申請し、厚く賞賜をたまふ。この事より以來、彌兵衛の名、一時海外に震へり。

設問の要項

- 一 彌兵衛ノ臺灣ニ至リシ目的。
- 二 彌兵衛ノ甲比丹ヲ捕ヘシ次第。
- 三 彌兵衛ノ名海外ニ震ヒシ原因。

第三十六課 おきてを守るべし

（本文我等が安全に、月日ををくすることを得るは、國に法律規則ありて、我等が生命財産等を保護し、これを犯すものをば、

罪するが故なり。も、この保護なき時は、わるもの世にはびこりて、一日も安眠すること能はざるべし。此理を知らば、われらは慎みてすべての法律を守り、決して背くことあるべからず。

今の世は今のみのりをかゝりてみて、けしきれたなひれこなふなゆめ。

本課の大意

一旦の變に逢ひては、身を忘れて義勇奉公を心掛くべく、平時に在りては、修身齊家をむねとして、國憲國法を重んじ、國家の富強をはかるべし。これ臣民たるもの、本分なり。故に本課は遵法の義務を説けり。

說話要領

我等が生命財産を保護し、自他の權利を明かにし、國家の安寧秩序を保ち得るものは、國に法律あるを以てなり。若し國に法律なきときは、世は強者横暴の世となりて、吾人一同の安を得ること能はざるべし。法律は吾人の保護者にして、隨て吾人はまた法律の服従者たらざるべからず。されば汝等はいく法律を守りて、決して背くところあるべからず。聊かたりとも、これに違背することあれば、國家の罪人たるを免かれず。慎むべし、畏るべし。然るに世には不法の徒ありて、やくもすれば、法律に觸れて身獄中に繋かるものあり。家をけがし、祖先を辱かしむるはいふまでもなく、父母に憂をかくること幾干ぞや。畢章するに幼時の修養完からざるによる。汝等よろしくこれに鑑み、修身の道を怠るべからず。

教授上の注意

一、遵法の事、兒童に解し難かるべければ、學校規則等より説出す方然るべし。

二、第三年第三十七課及び三十八課参照。

三、又消極的に、法律なき場合には、かくくど諭さば了解し易からん。

四、法律は國の掟なれば、苟も背くことあるべからず。若し此行爲あるときは、國家には罪人となり、父母には不孝の子となる旨能く説明すべし。

五、違警罪の簡易直接の要領文を教へ置くこと必要なるべし。

格言の解

今の世はいまのこのりをかしこみてけしきおこなひおこなふなゆめ。

本居宣長の歌、歌の心は今の世にあるものは、今の法律を畏み恐れて怪しき行を行ふべからずとの意なり。行ふなゆめは、ゆめく行ふべがらずといふとなり。

設問

- 一 法律トハ如何ナルモノゾ。(六つかしき法學上の定義を問ふにわらず掟位の意にて足れり)
- 二 法律ナキハ如何ナル有様ニナルベシトオモフカ。
- 三 巡査ハ何ノタメニ置カレタルゾ。
- 四 何故ニ法律ニ背クベカラザルカ。
- 五 今の世はいまのみのりをかゝこみてけしきれてなひおこなふなゆめトハ如何ナル意ナルヤ。

例話

西郷隆盛

法律は國の掟なれば、如何に官位高く、如何に威勢強きものも、是を犯すこと能はず。若し是に背けば、國家の大罪人なりと謂ふことは、既に話せし如く、西郷隆盛嘗て陸軍大將たりしとき、ある日急用起りて定刻より早く朝廷を退きけるに、未だ従者來らず、且つ門鑑もなかりけれども、獨り雨を犯して坂下御門に至り、門を出でんとするに、門衛之を咎め、其門鑑なきを以て肯せず、隆盛大に苦めども、門鑑を有せずして通行するは、規則に背くを以てこれを辨ずるに由なく、止むを得ず、雨中に佇立して従者の來るを待てり。適く岩倉右大臣、馬車を驅りて此處に來合せ、驚て其故を問ふ、隆盛告ぐるに、實を以てす、右大臣笑ひながら門衛に告げて曰く、汝西郷大將を知らずや、門鑑なしに門を出入するに何の怪しむことやあると。門衛もとより西郷大將たることを知ると雖も、其門鑑なきを以て之を許

さふりなり、右大臣の證言を得、始めて隆盛の出門を許しぬ。隆盛は、門衛の其職務を守ることの厚きを稱賛し、徒歩して其邸に歸りたりき。

要項

- 一 西郷隆盛ハ、當時威勢並ビナキ陸軍大將ナリシ事。
- 二 門衛ノ隆盛ヲ通行セシメザリシ理由。
- 三 門鑑トハ通行券ニシテ一ノ掟ナル事。
- 四 西郷隆盛門衛ヲ賞セシ事。

第三十七課 愛國

(本文)上に萬世一系の天皇あり、下に千古不易の臣民あり、天皇は臣民を子の如くいつくしみたまひ、臣民は天皇を國の

御親と尊びたてまつり、上下相和し、君臣和睦ひ、風俗淳美にして、人々節義を重んず。これ我國の古來君子國の稱ある所以にして、世界萬國にその比類なきところなり。

我等は幸に此國の臣民と生れたれば、常に天皇陛下のおんために此國を護りて、ますく此國の隆ならんことを心がけるべからず。されば人々おのゝその職業をつとめて、納税の義務を怠らず、常に德行を重んじて、天晴君子國の臣民として、恥づかからぬやう、心がくべし。又兵役の務に服しては、護國の任を盡すことを樂み、一旦事あらば、義勇公に奉じて一步も後にひくべからず。かくてこそ、まことの日本男子といふべけれ。

すめらみくにの、ものゝふは、いかなる事をか、つとむべ

き。たゞ身にもてるまごころを　きみとおやとけ、つくすまで。

本課の大意

本課に於てはわが國の古來君子國の稱ありし所以を説き、人々君子國の民たらんには、愛國の精神必要なるを説く、遵法、義勇皆これ國家を護らんが爲なり。

説話要領

我國建國の體外國と其趣同じからず。我國の皇室は國家と同一體にして、君臣の分は古來劃然たり、この立派なる國體に相應して、山水の秀美なる、國俗の淳良なる、世界に比類を見ず、わが國民何等の至幸ぞ能くこの國には生れたる。されば平時變時の別なく、愛國の誠を以て國家に盡すべし。これ眞正なる日本男兒なり。日本男兒の

本領はすめらみくしの歌の中に盡せりといふべし。

教授上の注意

- 一、本課に於ては第一課第二課と照合して、國体のあらまゝを授け、又吾人の祖先は勇武にして、他國を服従せしことはあれども、未だ曾て寸土も他邦に與へしことなく、外寇ある時は上下一致して之を打ち退けしこと、第三年元寇の例等をあげて教へ、以て愛國の志氣を振はしむべし。卷首なる尊王の課は本課愛國訓と相對して始終をなすべきものなり。當局の士編者が微衷を諒せよ。
- 二、第三十七課三十八課等になせる設問を重複して之を確取せしむべし。

格言の解

すめらみくにのものゝふは、いかふることをかつこむ

べき。たゞ身にもてるまごゝろを、きここれやこにつくすまで。

新納武藏守の歌なり。日本男兒の務は何ぞ、唯々日本男兒特有の誠意誠心を以て、我皇と我親とに盡すにあるのみとの意なり。

設問

- 一 汝等我ガ國ノ外國ト異ナル所以ヲ知ルカ。
- 二 我國ニ君子國ノ稱アルハ何ニヨルカ。
- 三 君子國ノ臣民タラントスルニハ如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 四 平時ニハ如何。
- 五 戦亂アリシ時ハ如何。
- 六 日用瑣末ノ事ト雖モ國ノ恥辱トナルコトヲナスモノアラ

ハ汝等ハ之ヲ如何セント思フカ。

第三十八、九課 名和長年王事に勤む

〔第三十八課本文〕元弘の亂の後醍醐天皇隱岐國に遷されはせしが、勤王の師諸國に起ると聞ゝめゝて、竊にこの島を遁れいで、伯耆國に至りて名和長年を召ゝたまひき。長年勅を受けて、涙を流し、一天萬乗の君に召されたるこゝ身の面目なれ。死力を盡して護り奉らんとて、直に軍をひきゐて天皇を迎へ奉り、先づ寨を船上山に築きて専ら防戦の用意をなしたり。

あくれば賊將佐々木清高等三千餘騎をひきゐて攻め寄せしが、長年計を以て之を討ち破りしに清高は辛うじて遁げ

行きたり。近國の武士どもこのよゝを聞き傳へ、われもく
と、天皇の御味方に馳せ集りて、そのかず數萬に上れり。

（第三十九課本文）かくるうちに、都の賊も滅びたる由聞えい
かば、天皇は長年を護衛として安らかに都にかへりたまひ、
此度の事、一に長年が身をぬきんで、忠義を盡くによれ
りとして、いたくその功績をほめたまひ、親ら文を作り歌を添
へて長年にたまひぬ。その御歌に

忘れぬやよるべもなみの、あらいをを、みふねのうへにとめ
し心は。

と遊ばされたり。長年皇恩の忝きに感激し、これより後も、ま
すく忠勤をはげみて、度々のいくさに功名をあらはし、延
元元年つひに討死を遂げたり。明治の初、その忠義を思召さ

れ、子孫を召し出して華族に列したまへり。
君に事へて能く其身を致す。

本課の大意

剛毅の精神を養ひて一旦の變亂に應ぜば、即ち義勇の人
たるを得べし。本課に於ては義勇奉公の最も大切なるを
説き、南朝の忠臣名和長年の事實を擧ぐ。

説話要領

名和長年姓は源にして初の名は長高、又太郎と稱す。伯耆名和の人
なり。村上天皇の皇子具平親王の裔を以て、又村上氏を稱す。父を
行高と曰ふ。曾祖行秋承久の役、王事に勤め、賊を宇治に禦ぐ。長年名
和の地頭たり。人となり勇健善く射る。資産饒贍にして宗族彊盛な
るを以て、國人の畏服する所となれり。元弘三年後醍醐帝隱岐にま

「く、衛士多く忠款を效す。帝因て近國誰か大事を託すべきを問ふ。皆對ふるに長年を以てす。長年の弟行氏も亦衛中にあり。帝乃ち召見、還て長年を諭し、奉迎せしむ。行氏風に値ふて、發する能はず。而るに帝先じて已に左近衛少將源忠顯と海に航して伯耆に至り、成田小三郎を遣し、長年の家に造り、旨を傳て曰く、朕隱岐より至る、卿に倚賴せんとす。卿若し詔を奉ぜざれば速に鎌倉に報ぜよ。年流涕して曰く、天子託するに大事を以てす。何ぞ敢て之を將に辭せん。臣必ず死を以て報ぜん。乃ち子弟を聚めて之を告ぐ。子と、長弟皆奮つて曰く、吾輩の勇は隣國の知る所なり。賊若し鐵盾を蒙りて來り攻むるも、吾れ能く之を射ん。且つ數日の間に吾が族悉く聚まらん。賊若し天下を舉げて來り攻むるも、吾れ何を畏れんと。長年乃ち衆を率ゐて奉迎し、帝を扶けて馬に上せ、船上山に赴く。帝

疲れ甚し、明日を以て船上に幸せんと欲す。長年進で曰く、此地賊境に密邇す。今速に進まざれば則ち臣等將に賊騎の蹴踏する所と爲らんとす。陛下又自ら奮はずんば何を以て海内を蕩平せんと。帝乃ち進んで山麓に至る。衆木を縛し、御輿と爲し、西坂より登る。俄にして衆あり、後より到る。帝驚き以て賊と爲す。至れば乃ち長年の弟僧源盛及び大山寺の僧徒なり。遂に山上の佛寺に御す。長年邑民の能く我が倉穀を船上に運ぶものを募り、人々に錢五百を給し、即日五千餘石を致し、乃ち其家を火き、百五十人を以て船上を守り、木を伐りて塞と爲し、屋材を撒いて楯に代ふ。弟氏高松煙を以て布を薰し、近國將士の旗號を畫き、以て擬兵を作る。翌日佐々木清高、佐々木昌綱と兵三千を以て來り攻む。旌旗を望見し、敢て進まず。長年兵の寡きを以て皆樹陰に伏せしめ、數々射手を出して矢を發し、以て

日の暮るゝを待つ。敵將昌綱矢の中に死す。山後に陣ゝたる佐渡前司兵八百を以て來り降る。清高之を知らず。衆を麾き競ひ進む。長年四人を射殺す。日の暮るゝに遇ふ。たゞく雷雨驟に至る。衆之に乗じて突撃す。賊崩潰して死傷谷に填つ。清高僅に身を以て免る。是に於て近國の將士數萬、風を望んで來り集り、遂に源忠顯及び長年の子義高を遣ひ、京師を收復す。帝長年を召し其祖先を問ふ。長年對へて曰く、臣の祖先昔京師にあり、山僧神興を奉じ京師に入るに會し、臣の祖甲士二人を射殺す。僧徒逃れ去る。天子詔して之を獎褒す。其後承久の役王事に勤む。此に繇て邑を失ふ。帝嘆じて曰く、累世の忠義偉なりと謂ふべし。顧ふに長じて高きものは危しと、乃ち長年の名を賜ひ、從四位下に叙し、左衛門尉兼伯耆守に任ず。帝長年に謂て曰く、朕の隱岐を出るや、舟なくんば何を以て海を濟らん。卿

なくんば何を以て賊を破らん。地又船上と名く。卿其れ舟を以て徽號と爲せと。乃ち親しく帆船を畫きて之を賜ふ。又文及び和歌を製し、具に風濤漂泊の艱を述べ、以て長年の功を稱して曰く、朕將に卿の忠を萬世に垂示せんとす。子孫忠誠以て國に報ゆるを忘るゝ勿れと。時に帝京師の捷聞を得て、即ち闕に歸らんと欲し、之を群臣に詢ふ。勘解由次官藤原光守曰く、六波羅敗ると雖も、鎌倉未だ舉げず。賊勢猶ほ盛なり。世言ふ東八州は天下に敵すべし。鎌倉は東八州に敵すべしと。是を以て承久の役伊賀判官を誅するは大に易く、鎌倉の兵と遇ふに及で輒ち敗折せり。今我が得る所は僅に什が一二のみ。宜く蹕を此に駐め、以て東國の變を見るべしと。長年も亦之を止む。帝親しく之を筮す。師の上六に遇ふ。乃ち意を決し行を始め、長年をして劍を帶びて侍衛せしむ。建武元年功を以て因幡伯耆の

守護と爲る。尋で記録所寄人と爲り、雜訴決斷所に直す。將士恩賞の事に預る。

新田義貞の東征するや、長年楠正成と京師に留衛す。延元元年足利尊氏京師を犯す。長年二千人を以て勢多橋を扼す。諸軍敗れ、車駕延暦寺に幸するを聞き、乃ち兵三百を以て京師に還る。賊帆船の徽號を認めて遮り撃つ。長年轉戦十七合、死者過半、遂に禁門に至る。官闕人なきを見て、回顧涕泣、遂に行在に詣り、諸將と力を戮せ、尊氏を撃て之を走らし、駕を護りて旋る。尊氏再び至るに及んで、又駕に延暦寺に従ふ。尊氏の兵東坂を犯す。長年脇屋義助等と撃て之を卻く。又新田義貞と尊氏を京師に攻め、白鳥を過る。比路人相語て曰く、三木一草僅に一木を存すと、長年之を聞き曰く、輿論我が死の晚きを嘲るなり。儻一不利ならば今日死せんと、蓋一結城、伯耆、楠、千種、當時の

功臣竝に恩眷を承く故に世稱して三木一草と爲すと云ふ。戦ひ敗るゝに及んで、諸將引き還る。長年後街門を閉ぢ以て走路を絶ち、從弟信貞等及び兵二百人と力闘して死す。

教授上の注意

一、國民たるものゝ道德中、最も高尚なるものは、義勇公に奉ずるの事なりとす。然るに我國、中世以降、兵馬の權武門に移りてより、自ら一種の風習をなして、忠義の文辭は殆ど武門主従の間に用ゐらるゝのみに至れり。然れども、これ本來の主意にあらず。本朝の義勇公に奉ずる所以のものは、實に、天皇陛下に盡すに外ならず。忠とは、天皇陛下に盡すの意なり。故に今日に於ては、從來の誤を正し、忠君の大道を明にせざるべからず。教授者は充分に此點に注意あらんことを望む。

二、本課に於ては忠臣の事蹟を擧げて、吾人が祖先の忠義心深かりしを知らしめ、又吾人の進んで徴兵の務に應ずる心掛あるべきを懇諭すべし。

三、天皇が長年に賜ひし御製歌を諷誦せしむべし。

四、世の忠義を説くもの、一般丁年後に及ぼして、毫も幼年者に關せざるものあり。今日小學生徒の忠義を盡さんには、先づ教育勅語中、父母ニ孝、兄弟ニ友、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ脩メ、業ヲ習フ等を謹て實行すること、然るべき旨訓ふべし。

格言の解

忘れめやよるべもなみのあらいそをこふねのうへにこめし心は

「忘れめや」は「忘れんや」といふに同じ、よるべもなみのと續けた

るは、なみのなにかくりて、よるべも無しといふ意。よるべも無き波の荒磯を御船にとめし心、永く忘れじとの御心なり。みふねは御船山と船との兩意を含めり。亂離の世、魁して忠勤を盡せるを賞したまへる御歌なり。歌意兒童には解しがたかるべければ諷誦を主とすべし。

君に仕へて能く其身を致す。

論語に「事父母能竭其力、事君能致其身」とあり。父母には其力のあらん限、孝行を盡すべく、君には一身を捧げて忠勤をなすべしとの意なり。

設問

- 一 「義勇公ニ奉シ」ト勅語ニアルハ如何ナル聖意ナルカ。
- 二 忠義トハ如何ナル意ゾ。

- 三 我等が祖先ハ天皇陛下ニ對シ奉リテ如何ニ盡シ、カ。
- 四 後醍醐天皇ノ御代ハ如何ナル世ナリシカ。
- 五 天皇伯耆ノ港ニ着キ給ヒシトキ、長年ナカリセバ如何ニ御宸憂マシ、キト思フカ。
- 六 長年ハ後ニ如何ナル最後ヲナシ、カ。
- 七 我ガ國ノ臣民タルモノハ、丁年ニ至レバ如何ナル義務アルカ。
- 八 徴兵ヲ免レ避ケンツスルガ如キモノハ之ヲ日本ノ臣民ト云フヲ得ベキカ。
- 九 不幸ニシテ徴兵ニモル、モノト雖モ。一朝國ニ事アルニ當テハ如何ナル心掛ヲ要スルカ。
- 十 日本臣民ノ平時ノ心掛ト、事アルトキトノ心掛何如。

十一 君に仕へて能く其身を致すトハ如何ナル意ナルカ。

第四十課 勅語を奉戴すべし

(本文恐れおほくも、わが天皇陛下は、明治二十三年十月三十日を以て教育に關する勅語を下したまへり。

その勅語には先づ皇祖皇宗の御偉勳と國体の尊嚴なることとをのたまはせ給ひ、次に修身の大義を訓へたまはんとて第一に「父母ニ孝ニ」どのたまへり。父母生育の恩は海山よりも大なるものなれば、人の子として孝養をわするべからず。孝は人倫の第一なればなり次に「兄弟ニ友ニ」どのたまへり。兄は弟を愛し、弟は兄を敬し、兄弟親睦するを友といふなり。次には「夫婦相和シ」どのたまへり。夫婦互によく和

合いて、いかも禮義を失はず、よく其家を保つべしとをいへたまへるなり。次に「朋友相信シ」とは朋友に交るに誠を以てせよとの聖旨なり。さて「恭儉已ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修シ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ」とのたまへるをば、かゝることも聖旨によりて略解を述べんに、禮義禮讓を守りて、輕卒の事をなさず、他人をあはれみ恵み、又學問を怠らず、藝術を勉めて、自らの智識を發達させ、よく徳行を磨くべし。あかりて廣く世間のためともなるべきことを思慮して公益を圖り、また國の憲法はもとより、諸の法律を重んじ、苟も犯す事なかるべしとのことなり。

さて又國に變事などの起りたるときは、すべての事をばう

ちおきて、國を護らざるべからず。大御勅に、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シとのたまへるはこれなり。以上の事どもをつねく忘れずに守るものは、忠良の臣民なるぞとのたまへるこそ、いとしかしくけれ。さればわれらは、一日たりとも、天皇陛下の御洪恩を忘るることなく、忠義を盡したてまつるをば、修身の第一義と心得、さて父母兄弟に對し、朋友または他人に對しては、常に大御勅のむねを服膺して、身の行をなすべし。この道は、今古中外にわたりて、かはらぬ事。大御勅にも、のたまへるが如く、われらが祖先のむかしより行ひ來りしところなり。かへすくも大御勅を捧讀するのみに止まらず、常に聖旨のあるところを奉體してこれを躬に行はんことをつとむべし。ゆめく忘ること勿れ。

本課の大意

その略解を附し、前四年級に於て學べる處皆勅語に示したまへる大綱に外ならざるを明にす。

說話要領

皇祖皇宗の御偉勳と國体の尊嚴云々に就ては、本卷第一課第二課を参照すべし。父母ニ孝ニの一節は、第三課第四課第五課を延證すべし。兄弟ニ友ニは第六課第七課をひき、夫婦相和シには第九課細井徳民と第十八課女子訓と、第十九課河瀬春女のこととを延くべし。朋友相信シの説明は、三卷第九課伊藤一元の事實によりて啓發せば、容易なるべく、恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就シ、進ンテ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ、の章には本卷第十課より第三十七課

に至る訓辭と事實とを適用して、生徒をして、自ら會得せしめんを要す。さて又、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シの一段は、これを本卷の終結にして、尋常科最終の教訓なり。よろしく三卷第三十八課三十九課と、本卷三十八課三十九課とによりて啓發し、充分に服膺せしむべし。蓋し道德の項目何れも輕重あるべきにあらねど、義勇奉公のことに至りては、國民最大至重の義務にして、國民教育の大主眼實に此點にあり。授くる人も學ぶ人も深く心を用ゐざるべからず。

教授上の注意

本課を授くるにあたりて先づ教師謹て勅語の奉讀を爲し、生徒をして最敬禮を爲さしめ、それより前四學年間に學習せる事實格言等を引證し、充分に復習の實を挙げんとを要す。設問も亦適宜之を課すべし。

K121.1-60-4

正小學修身經 卷四 教師用 富山房發行

設問

意義全篇ニ涉ルヲ以テ一々設問ヲ舉クルニ違アラズ教授者ヨ
ロシク啓發ノ順序ニヨリ適宜ニ問答ヲ試ムベシ前各課ノ設問
ヲ參照シテ取捨應用スルモ可ナリ。

正訂 小學修身經 尋常科 教師用 終

明治二十六年十一月十四日印
明治二十六年十一月十七日發
明治二十七年一月卅一日訂正再版印刷
明治二十七年二月三日訂正再版發行
明治二十八年十一月二日訂正三版印刷
明治二十八年十一月五日訂正三版發行

正訂 小學修身經 尋常科 教師用

卷壹	定價金	拾五錢
卷貳	定價金	拾五錢
卷參	定價金	貳拾錢
卷四	定價金	貳拾錢

正訂 版權 所有 修身

編輯者 天野爲之
發行者 小野英之助
發兌元 富山房書店
印刷者 草田長松
印刷所 明教社

天野爲之
東京市麹町區土手三番町
廿九番地
小野英之助
北豐島郡南千住町元地方橋場町
千三百八十番地
富山房書店
東京市神田區裏神保町九番地
電話千〇六十二番
草田長松
京橋區三十間堀壹丁目二番地
明教社
全區三十間堀貳丁目壹番地

